### 1. 議事日程

(総務文教常任委員会)

令和7年 6月 20日 午前10時00分 開議 於 安芸高田市議場

- 1、開 会
- 2、議 題
  - (1) 議案審査【行政委員会総合事務局】
    - ①議案第45号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例
    - ②議案第46号 安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動 費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
  - (2) 所管事務調査【教育委員会】
    - ①本市の目指す義務教育について
  - (3) 報告事項【教育委員会】
    - ①学校規模適正化事業について
  - (4) 陳情 要望等審査
    - ①全国学力・学習状況調査の悉皆実施中止を求める陳情書
    - ②少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る2026年度政府予算への意見書提出に関する陳情
- 3、その他
  - (1) 閉会中の継続調査について
- 4、閉 会
- 2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	Щ	根	温	子	副委員長	小	松	カップ	トみ
委員	益	田	_	磨	委員	Щ	本	数	博
委員	児	玉	史	則	委員	大	下	正	幸
委員	熊	高	昌	三	委員	石	飛	慶	久

- 3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)
- 4. 委員外議員(なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(13名)

市 長 藤本悦志 副市 長 杉安明彦 教 育 長 猪掛公詩 総務部長 新谷洋子 教 育 次 長 柳川知昭 教育総務課長兼給食センター所長 森 岡 和 子 教育総務課学校統合推進室統合推進室長 船津晃一学校教育課長 阿部正志 圭 行政委員会総合事務局長 大崎健治 学校教育課主幹 藤井 上田恵己教育総務課学校教育指導係長岡本充行 学校教育課主任指導主事

行政委員会総合事務局係長 国 広 美 佐 枝

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(5名)

事 務 局 長 高 藤 誠 事務局次長國岡浩祐 事 實 村 総 務 係 長 日 野 貴 恵 主 崚 主 事 波多野 奈 美

~~~~~

### 午前 10時00分 開議

○山根委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、これより第6回総務文教常任委員会を 開会いたします。

本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、6月 10日開会の本会議において付託のあった、2件の議案審査、1件の所管事 務調査、1件の報告事項及び2件の陳情・要望等の審査を行います。

議事に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。 藤本市長。

○藤本市長 皆さんおはようございます。

本日は2件の議案審査、そして1件の所管事務調査、そして1件の報告 案件があります。詳細は担当職員のほうが資料に基づき御説明を申し上 げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山根委員長 それでは、議事に入ります。

これより、行政委員会総合事務局に係る議案審査を行います。

議案第45号「安芸高田市特別職の職員で非常員のものの報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

大﨑行政委員会総合事務局長。

○大﨑行政委員会総合事務局長

議案第45号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、要点を説明します。

説明資料を御覧ください。

1の改正理由ですが、令和7年6月4日に公布及び施行された国会議員の 選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報 酬額を改正するものです。

次に、2の改正内容です。

- (1)の報酬額の改正ですが、選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人、選挙立会人の報酬額を基準額に合わせて改正するものです。
- (2)の職務時間が投票時間に満たない場合における報酬額についてですが、これまで、時間単位の報酬額を支給できるものを投票立会人のみを規定しておりましたが、投票管理者を追加し、規定文を整理するものです。

以上で、説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。 〔質疑なし〕

〇山根委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。 これより討論を行います。討論はありませんか。 [討論なし]

○山根委員長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第45号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山根委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第45号の審査を終了いたします。

次に、議案第46号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

大﨑総合事務局長。

○大崎行政委員会総合事務局長

議案第46号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における 選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について、 要点を説明します。

説明資料を御覧ください。

本案は、令和7年6月4日に公布及び施行された公職選挙法施行令の一部を改正する政令で、選挙運動費用の公費負担の額が引き上げられたことに伴い、条例の関連規定を改正し、併せて据え置いていた選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額を、公職選挙法施行令に準じて改正するものです。

説明資料を御覧ください。表の左の列は選挙運動の区分で、それぞれ 改正後と改正前の単価、期間・枚数及び限度額を記載しています。1段 目の選挙運動用自動車の使用は、一般運送契約、いわゆるハイヤー方式 による自動車使用の1日当たりの単価を3万6,300円から6万4,500円とな り、2万8,200円の引上げとなります。

その下、選挙運動用ビラの作成は、1枚当たりの単価を7円73銭から8 円38銭となり、65銭の引上げとなります。

その下、選挙運動用ポスターの作成は、1枚当たりの額を算出する単価を541円31銭から586円88銭に引き上げ、企画費に相当する額10万5,417円から31万6,250円に引き上げます。以上により、ポスター1枚当たりの単価は現行の987円から1,922円となり、935円の引上げとなります。

その下は合計で、市長選挙では61万1,699円から、ハイヤー方式で104万1,094円となり、42万9,395円の引上げ、レンタカー方式で84万3,694円となり、23万1,995円の引上げとなります。市議会議員選挙では51万8,939円からハイヤー方式で94万534円となり、42万1,595円の引上げ、

レンタカー方式で74万3,134円となり、22万4,195円の引上げとなります。 次に、議案書を御覧ください。右が改正前、左が改正後です。

第4条は、一般運送契約による自動車使用に関する改正です。第8条は、 選挙運動用ビラの作成に関する改正です。第11条は、選挙運動用ポスタ 一の作成に関する改正です。第12条第1項は、第4条と関連した公費負担 の限度額の規定です。第12条第2項は、第8条と関連した公費負担の限度 額の規定です。

最後に、附則で条例の施行日を公布の日からとしています。

以上で、要点の説明を終わります。

〇山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。 益田委員。

○益 田 委 員 まず定例会初日でも、なぜ今回のタイミングで改正があるのかとい うのが総務部長から答弁があったと思うんですけど、一応委員会でも改 めて再度なぜ今回のタイミングで改正するのかについてお伺いしてよろ しいでしょうか。

○山根委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

大﨑総合事務局長。

○大崎酸景線 このたびの公職選挙法の施行令の一部を改正する政令は、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としているところ、最近における物価の変動等を踏まえて、選挙公営に係る限度額の引上げが行われたものであります。この改正に合わせて、据え置いていた一般運送契約による自動車使用料と選挙運動用ポスター作成費用の企画費に相当する額の引上げを行うのは、市で公費負担を導入した際、県内の類似の市を参考にして導入しております。安芸高田市と隣接している広島市や東広島市、また広島県等においては施行令の限度額となっており、候補者間の選挙運動において平等を確保できない状況になっているためです。

選挙公営制度は、お金のかからない選挙のため、また、候補者間の選挙運動の機会均等を図るために採用されている制度でありますので、このたびの改正を行うものです。

以上です。

〇山根委員長 ほかに質疑ありませんか。 益田委員。

○益 田 委 員 これは過去の安芸高田市議会においても同様の条例改正というのがあったと思うんですね、選挙カーの負担の見直しだったり、ポスター代のいわゆる条例改正。ここのタイミング、過去何度あったかというところについてまず伺います。

○山根委員長 答弁を求めます。大﨑総合事務局長。

○太崎所委員総合審局 市でこの条例を策定したのが平成23年、2011年になります。改正が

あったのは2016年、平成28年、2022年、令和4年、この2回改正になって おります。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

益田委員。

○益 田 委 員 これは過去の事例を鑑みて判断を下す必要があるんじゃないかなと 思うんですが、まず平成28年の改正の中身について詳細を伺います。

○山根委員長 答弁を求めます。

大﨑事務局長。

○山根委員長 よろしいですか。

益田委員。

○益 田 委 員 もう少し詳細について、さらに伺うんですが、28年度ポスターの、まず、いわゆる印刷費の部分でしょうか。510円48銭から525円6銭に上げたと。それに伴って、企画費が10万625円から10万3,500円に引上げをされたというところかと思うんですが、安芸高田市の内容においては、まずこれはお間違いないか伺います。

〇山根委員長 答弁を求めます。

大﨑事務局長。

○大崎行政委員会総合事務局長 そのとおりです。

○山根委員長 益田委員。

○益 田 委 員 この当時のいわゆる企画費の部分ですね、安芸高田市が10万625円の 1人当たりの公費負担上限から、10万3,500円の1人当たりの公費負担上 限に上げたんですけど、この当時の企画費の全国水準は幾らだったのか 伺います。平成28年度ですね。

○山根委員長 答弁を求めます。

大﨑事務局長。

○ 大崎ip 5 大崎ip

〇山根委員長 益田委員。

○益 田 委 員 いわゆる国とか全国水準で見ると31万500円の企画費が出て、安芸高田市でいうと改正後でも10万3,500円になるわけですから、20万円以上の開きがあったと思うんですね。全国水準と安芸高田市の1人当たりの公費負担上限、企画費において20万円ぐらい差がある状況が平成28年度の改正のときはそのままだったということなんですが、なぜそのタイミングではこの企画費についてはこの額で済んでいたのか。ここの根拠を伺います。

○山根委員長 答弁を求めます。

大﨑事務局長。

○大崎行政委員会総合事務局長

この金額につきましては、平成23年に公費負担の決まりをつくった ときに、県内各市のほうを調べまして、同じような市を参考に、国が 定める限度額の3分の1というのを市のほうで規定して定めておりまし

そして、この31万500円の3分の1の額というのを平成28年で定めてお ります。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益 田 委 員 答弁の中で同じような市と比較されたということなんですが、先ほ ど、なぜ今回のタイミングで改正するのかというところに関しては、広 島市とか東広島と合わせるというような答弁だったかと思うんですけど、 その比較は同じような市となるのか。要は、この23年度制定時に、同じ ような市のくくりに東広島とか広島市は入っていたのか。そこをちょっ とお伺いしたいんですが。

答弁を求めます。 ○山根委員長

大﨑事務局長。

○大崎行政委員会総合事務局長

その当時において、参考にさせてもらったという市については、入 っておりません。比較的人口規模の近い市について参考にしております。 以上です。

○山根委員長 益田委員。

その当時、見直された同じような市、例えば具体例でちょっと挙げ ○益 田 委 員 ていただいてもよろしいですか。

よろしいですか。 ○山根委員長

大﨑事務局長。

竹原市、庄原市、大竹市、廿日市市のほうを参考にしております。 ○大﨑行政委員会総合事務局長

益田委員。 ○山根委員長

○益 田 委 員 平成23年と28年の両方においてなんですけど、この選挙カーのいわ ゆるハイヤー金額6万4,500円の全国水準というか、この当時からこの全 国水準は6万4,500円だったでしょうか。その辺りを伺います。

○山根委員長 答弁を求めます。

大﨑事務局長。

○大崎行政委員会総合事務局長

あくまでも限度額の話ですとか、標準じゃなくて、限度額について は、平成23年に市の条例を定めた時点で6万4,500円というのは変わって ないです。

以上です。

○山根委員長 益田委員。

○益 田 委 員 あわせて、2回目の改正でしょうか、令和4年の条例改正についても 同じくどのような改正があったのか、詳細を伺いたいと思います。

○山根委員長 よろしいですか。

大﨑事務局長。

○大﨑行政委員会総合事務局長

令和4年の改正につきましてですが、選挙運動用自動車のレンタカーについて、これが1万5,800円から1万6,100円で、燃料の供給に関する契約が7,560円から7,700円、選挙運動用ポスターについて、作成費の単価のほうが525円6銭から541円31銭、企画費に相当する額が、市のほうの改正のほうが10万3,500円から10万5,417円に改正をしております。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

ハイヤー方式に関してなんですけど、令和4年度の改正前までは3万5,150円なのかなと。レンタカー方式の合計は3万5,860円だったと思うんですね。そうなると、この令和4年度の改正前まで、いわゆる平成28年から令和4年度の間は、ハイヤー方式のほうが公費負担の上限額としては少なかった。レンタカー方式のほうが、少し少額とはいえ710円ぐらいレンタカー方式の方が高かったんだけれども、それを統一するような形に合わせたという理解でよろしいのか。あるいは、何か別の根拠があって、このハイヤー、レンタカーの限度額をそろえるような改正が4年度にされたのか。その辺りの詳細とか根拠を伺います。

○山根委員長

よろしいですか。

大﨑事務局長。

○大崎行政委員会総合事務局長

この平成28年度の価格についてなんですが、この時点で選挙用自動車の借上げと燃料の供給のほうが改正になっておりますので、合わせてハイヤー方式の金額も変えるべきであったんですが、この改正のほうがちょっと漏れておりました。そういう関係でここの額がつじつまがちょっと合わなくなっておったわけですけど、それを直すために令和4年でこのレンタカー、燃料、運転手の雇用を足した金額に合うように改正をしております。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益 田 委 員

今、いわゆるハイヤー方式とレンタカー方式の上限額は本来は合わせるべきであったというのが令和4年度の見解だということでお伺いしたんですが、これは後ほど聞くとして、この選挙カーでしたり、ビラ代、ポスター代、特に4年度のポスター代においても525円6銭から今度は541円31銭印刷費が上がったと。10万3,500円の企画費相当の分から10万5,417円に上がったということで、やはり、令和4年度に関してもポスター代に関しては、平成28年の全国水準というか、全国の限度額と安芸高田市の限度額が20万円程度開いてる状態。これを4年度にもこのまま、差額はほとんど同じような状態に統一して4年度も上げたんだというような理解をしてるんですが、これが間違いないかどうか伺っていいですか。

○山根委員長答弁を求めます。

大﨑事務局長。

○大崎所委員会給事務局はい、そのとおりです。

〇山 根委員長 益田委員。

○益 田 委 員 これは今回の改正に伴って、今までもそうだと思うんですが、選挙 カー、ビラ、ポスター代、この全てにおいて市長選挙、市議会議員選挙

とも財源はどこから出す予定なのかを伺います。

○山根委員長 答弁を求めます。

大﨑事務局長。

○大崎破損給輸脹 市の選挙ですので、一般財源となります。

以上です。

〇山 根 委 員 長 益田委員。

○益田委員

今回の改正に伴って、今回出されてる46号の改正ですね。もし仮に 前回規模、いわゆる、この前、6年度に市長選挙と議員選挙がありまし たけれども、同じ規模で選挙が行われたと仮定しますと、大体20名分程 度公費負担が出るかなというのが予想されるかと思うんです。あくまで 予算なのでマックスで考えても、選挙カーの負担で19万7,400円、ビラ で市長選は1万400円、議員は2,600円、ビラ1人当たりの単価ですね。選 挙ポスターで22万1,595円、これは全て1人当たりにかかってくるのが予 想されていくと。合計で4年間で800万円、4年に一度かかる、一般財源 から4年に一度800万円出ていくという議案だと理解しているんです。こ れは金額だけ見れば、高校2つに1年に1回100万円配るプロジェクトあり ますけど、これと同じぐらいの規模感だなという理解をしているんです が、本当に一つ一つ、選挙カー、ビラ、ポスター引上げに伴う理由の詳 細がないと、無責任に分かりました賛成ですって言えない部分だと思う ので、この選挙カーの部分についてまず確認したいんですが、ハイヤー 方式について今回は、先ほど、本来はレンタカーの方式の費用負担と合 わせるべきと考えていた令和4年の過去に決められてたものがあったわ けですよね。そう考えられて、レンタカーの方式に合わせてハイヤーも 上げたと。今回の分に関しては、据え置いてたものを市独自で、逆に言 うと下げていたものを、今回、全国基準の限度額に合わせる形で6万 4,500円に上がると理解しているんです。ハイヤーとレンタカーが今回 に関しては差額がまた生まれる、逆に高くなる形になると思うんですが、 それの今回踏み切った根拠を伺ってよろしいですか。

○山根委員長答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 益田委員の前段の質問にちょっとお答えさせていただいて、あとの 細かい部分は事務局長が答えることにさせていただきたいと思います。

まず、財源の問題と、先ほど高校生に100万円で何でもいい事業、自分たちで考えてやってねという事業に支出すると。これが同じ規模感で

おっしゃられましたけれども、全然質が違うと思ってます。なぜ、この 機会にここを上げるのかというのは、先ほど事務局長が説明しましたよ うに、これは選挙公営という制度が大正に始まって、昭和23年だったと 思うんですが改正されたか、公職選挙法の大規模改正があったか。要は 当時、選挙に係る費用がとにかく上限がなくて、どんどんそれにかけれ ばかけるほど、それに当選する率が高いとかですね、そういう時代であ りました。ですから、そこをまず制限を加えるべきじゃないかというと ころから、選挙公営で上限を決めて、公費から出しましょうよと。それ と合わせて、当時経済的な資力のある人が出れると、被選挙人になれる というような、しかなれないというか、要は機会均等が保証されていな い。特に資力が乏しい若い人とかは被選挙人になれない、いわゆる立候 補できないというところをどうにかしなくてはいけないというのがこの 法の制度の趣旨として始まってるので、これは、また後の質問に出てく るのでしょうけれども、また答えとしましても、これは、やはり国が定 めた基準を、ある程度は市としてきちんと予算化して、先ほど申し上げ た2つの資力の問題あるいは選挙の上限の費用の問題、そういったとこ ろに対応を市としてはすべきだという主体性を持って、他の市の状況を、 今回、また答えるかもしれませんが、14市ある中で恐らく改正後で11市 がそろえるというふうになりそうです。

もう一つお答えすると、合併時なんです。平成16年に合併し、平成23 年にこの制度を初めてつくりました。それまでは各町にも、もともとの 法律ではあったのに、その制度がなかったんです、選挙公営という。合 併して7年たって、やっとこの取組をできたわけなんですが、そのとき に新しく合併した市が、それぞれよその市の合併した市の状況を見たわ けです。安芸高田市も一緒だったと思うんです。私、そのとき関わって ないんで推測ですけれども、その当時、やっぱり同規模のところと合わ せて、この企画費の部分を約3分の1ぐらいにしてるんですが、それにそ ろえたような形になってます、当時。そこからスタートしているもんで すから、ずっとそれを踏襲してきたのは事実です。ですが、昨今のやっ ぱり経済情勢とか市場の部分に合わせていくというのが、今回の公選法 の施行令の改正の趣旨ですから、今回合わせるべきだろうということで 合わせます。それで、なぜこの時期かというと、やはり、選挙というの は、被選挙人となる方々は、次行われるのは3年後ですけれども、3年後 のちょっと前ぐらいに変えたとしたら、やっぱり機会均等という部分で 他の市町とは違うので、今出ようとしてる人が、この条例改正とこの議 論を聞いていただければ、安芸高田市も普通、施行令どおり上がったん だなと思って、機会均等を得られて出ようという意識が高まると思われ ますので、この際、ここにそろえようということを決めて、条例を提案 しております。

以上です。

〇山根委員長 答弁を求めます。

大﨑事務局長。

○大崎行政委員会総合事務局長

先ほど副市長のほうもお話をしたんですが、市でこの公費負担を導入した際、これが平成23年ですけれども、どうしても近隣の同じような市というのを参考にしたので、本来、既に公職選挙法の制度でお金のかからない選挙のため、また、候補者間の選挙の機会均等を図るために採用されている制度でこの金額の条件というのが決まっておりますけど、近隣にどうしてもちょっと合わせてしまったということで、各改正の年においても、近隣の市の状況を確認しながら改正について思慮してきたわけですけど、今までちょっと改正をされるというところがどこもなかったということもありまして、変えてなかったというところもあります。今回改正されるという意向を持っておられる市がありましたので、うちもそれに合わせて改正を行いたいと思っているところです。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益 田 委 員

いわゆる副市長の今までの歴史のところも答弁いただいて、非常に そこについては理解が深まりましたし、他市町と合わせて、11市町が上 げられるであろうというところで足並みをそろえるような意向であるこ とは、方向性としては理解できました。ただ、一応念のためですけど、 条例の目的自体は、いわゆる自分も当事者であるかもしれませんが、資 金力が十分でない方だったり、どうしても選挙にお金をかければいいと いうものではないという趣旨のもとで、そういう方でも選挙に立候補が できたりという、そこを一定を守るための制度、一定の選挙活動を行え るようにするための制度であって、選挙の公平性を担保するというとこ ろまでは理解できるんですが、選挙カーのハイヤー方式、繰り返しにな りますが今回合わせて上限額が上がったものではなくて、23年のところ からずっとここまで続いてきてるわけですよね。先ほどあったように、 昨今の経済事情というのが、じゃあ、果たしてここは現状上げる必要性 とか緊急性、そこにちょっと着目していただきたいんですよね。例えば 前回市議選、僕は収支報告書を全部見させていただいたんですけど、ハ イヤー方式で選挙に出られた方、20名出られて、1人は公費負担除外だ ったので、19名の方のうち、お一方のみがハイヤー方式を使われてたと。 じゃあ、このハイヤー方式がなかったから、上限額がレンタカーとかの 経費と一緒だったので、ここに何か機会損失があったのかなと。前回の 市議選を実際に見た上でこう判断されたのか。前回の市議選だったり市 長選のこういう収支報告のデータは、あまり今回の変更に関係がないの か、どちらでもいいです、答弁をお願いしたいです。

○山根委員長

杉安副市長。

○杉安副市長

前回、前々回と市長選、市議選がありましたので、その結果が次のこの条例の改正に反映をし得ているかというと、そうではないというこ

とです。実勢価格とか、市場価格とここで言葉では言いますけれども、 何を根拠にしているのかというのは、やはり、公職選挙法の施行令の改 正の中身です。これは、人事院勧告制度のところでも南澤委員の質問に お答えをしたと思いますけれども、要は然るべき組織、人勧で言うと人 事院、この件で言うと総務省のほうになりますけれども、全国調査をし て、その価格を調査した結果が施行令の改正の単価として上がってきて おりますので、我々独自で、そのときも人勧制度のところでもお答えし ましたが、市独自でそれを調査するという合理性がありませんので、で きかねますので、できてもそれが本当にちゃんとした公正な単価を反映 しているのかどうかというのも証明できないという、市独自ではですね。 ですから、公の人事院、あるいは、今回で言えば総務省か中央選管にな るかもしれませんけれども、その調査を採用して、条例を合わせて改正 していくというのが、各全国の市町村がやっている一つの作業になるわ けですけれども、これを今回もそのように採用したということでありま すから、市が独自で前回のものを参考にして決めているのかというのは、 それはできかねるという状況です。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

今の答弁で、いわゆる人事院に基づくように報酬が変わっていく中 での流れを、この公職選挙法の部分でも組むようなイメージはおおむね 理解はしました。いわゆるビラとかなんかはそうだったと思うんですね、 7円73銭から今回上がりますけれども、ここについては上位法といいま すか、国全体の上限額がそう引き上がっていく中で、そこの単価を同じ ように上げていく。これは理解できるんです。ただ、そうではなくて、 やはり、何度もいくんですが、23年、28年、令和4年は、このハイヤー 方式の6万4,500円に手をつけずしてここまで来たわけですよね。なぜこ のタイミングでないといけないのかという、そこがちょっとビラのこの 上げ方とハイヤー方式の上げ方は異なるものだと思うんです。じゃあ、 ここに対して、ポスター代も合わせて同じような論理でいけると思うん ですが、全国水準は31万500円から令和4年度31万6,250円に引き上げら れたことで、過去、安芸高田市のこの差額はあった中で同じように上げ られたと。差額20万程度を残しながら、でも人事院勧告のような形で、 安芸高田市独自の3分の1の基準があって、他市町と見た結果ですよね、 それをそのまま上げた令和4年はまだ理解できるんです。当時の議会で も質疑なしでそのまま可決されてますから。ただ、今回に関しては、ポ スター代20万の差を一遍に詰める形で、即国の単価と合わせますよね。 ポスター代1枚当たりの単価は、今説明資料を出していただいてるんで すけど、987円1枚当たりのポスター代単価、市独自で調査するのは難し いということなので、単価がこれが高いか安いか987円については論じ ませんけれども、今まで987円で据え置いていた単価が1,922円に1枚当

たり上がるわけですよね。ポスターにかかる費用が1枚1,000円上がるというところが、どうしても人事院勧告の上げ幅と同じようなイメージで今回やる根拠としては非常に乏しいと感じるんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長

そういうふうに取っていただくイメージは理解できます。なぜかと いうと、それは、やはり、先ほど平成16年の合併時と制度を創設しまし た平成23年のときの、本来30万1、875円で施行令どおりすべきところを、 正直申し上げて、そのときにどういう根拠でそれを制定したのかは分か りませんけれども、3分の1の10万7,000円ぐらいにしてます。この差が どうしても現在もあって、おっしゃられるように急激に上げたというイ メージはどうしても拭えないとは思いますが、今、やっぱりきちんとそ ろえておく必要があるだろうというのが、今回の主体的に考えた市の方 針としてありますので、ここでそろえるべきであろうと。それは施行令 に準ずるものでありますので、法的にも別段問題はないというふうに思 ってます。ただ、おっしゃられるように、財源が一時に増えるというの が確実に3年後にはあります。その後も4年刻みで引き続き必要になって きます。その部分につきましては、やはり、これは必要なもの、市とし ては必要な予算であるので、この部分を確保しながら、他を節減してで もこれは必要なんだろうというふうに思っております。ですから、高校 生に100万円というのとは少し質が違うというふうなことを思っており ます。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益 田 委 員

実際に平成28年、4年度に見直しをされなかった部分を、この令和7年で手をつけようという姿勢なのはおおむね理解しました。過去との差については、これ以上問わないようにしたいんですが、実際、じゃあ、今、昨今のポスター代の負担、いわゆる公費負担上限額が、いちお当たり前の質問になるかもしれませんが、適正公正であると、国のこの基準負担額がそもそも全国的に統一してしかるべきだというお考えでこれは進められているという理解でよろしいでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長

今の質疑には少し違う角度を持って、もう少しお答えをしとったほうがいいかなと思うのですけれども、ここで選挙公営を条例化して、いろいろ市が市税で負担するという条例です。これは先ほど来、事務局長が言っておりますように、上限額であります。これで価格を市が設定したわけではありません。選挙に係る費用、これはさっきの委員会で山本委員からもありましたけれども、しっかりこれは市が確保すべきだとい

う視点をおっしゃられましたけれども、そこでもお答えしたかと思いますが、やはり、被選挙人となろうとしておられる方々というのも、社会情勢を見ながら、できるだけ選挙に係る費用は安価に抑えるべきであるというのは、これは社会通念だろうと思いますので、その視点で立候補されて、そして、選挙費用も適正に安価に抑えるという試みをされると思います。ですから、これはあくまでも上限であって、これは市がこの価格を、安芸高田市の価格を設定したわけではなくて、先ほど申し上げましたように、総務省の調査によって全国規模でなされた調査の結果で出された上限額でありますので、その部分は市としても予算的にも確保していくということであります。使われたものは実績で精算されるということになると思います。

○山根委員長

益田委員。

○益 田 委 員

先ほど来からお金のかからない選挙という、すごく聞こえはいい言 葉なんですけど、これは見方によっては、この条例を制定することで、 お金のかからない選挙から逆行するのではというリスクを考えているん ですね。なぜかというと、先ほど来から言われてるのが、被選挙人、い わゆる立候補しようと思う方は懐1円も痛みません。この公費負担上限 が上がれば、自分の立候補しようと思う者が、議員になろう市長になろ うと思う者が、一定の得票数があれば、手出しなく選挙ポスターが作れ る、ビラの作成ができる、選挙カーが使えるというところの出る側にと ってお金のかからない選挙なわけなんですが、先ほど来から申してます ように、一般財源を使って4年に1回800万円増やすと。これは選挙に皆 さんの税金が多めにかかっていくという方向での条例にもなりかねない と思うんですよ。そういう意味で、立候補する者の懐については、僕は 当事者なので個人の立場としてはありがたいかもしれないですが、一市 民の皆様から見たときに、そもそもこのポスター代の公費負担が市の一 般財源から出てるんですと。果たして前の選挙ポスターを皆さんが見ら れて、1枚当たり987円皆さんの税金が使われてます。これが次1,000円、 1,900円になるんですと。2倍に上がることに対して理解が得られるとお 考えですか。その辺りをちょっと伺いたいです。

○山根委員長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

先ほど来議論が進んでますけれども、基本的には、市としては国民というか、被選挙人、立候補しようと思う人に平等な権利を与えるというのを市としてはやり切りたい。今までの改正のときにそこはしっかり議論されて、要は施行令どおりに合わせていれば、もうこういうことはなかったんだと思います。そのときはそのときの議論で、多分3分の1にする、周辺と合わせるとかいう中で来たんだと思いますけれども、そういった最低限の保障、どの市町に出ても同じ条件で出れるよというのをまずは市としては確保をしたい。そして、あとは先ほど副市長も言いま

したけど限度額ですので、例えば益田議員は今回立候補されて、すごく 安価に選挙費用を抑えて頑張られたというのは見ましたけれども、要は 限度額いっぱい、お金に無頓着な人が市議、市長に出てはいけない状況 なんですよ、今は。要は、1円の税金を無駄にしないという志を持って 立候補されると思いますので、それは限度額はもう一律、国の定めた基 準で設定しますけれども、その中でいかに安く、例えば業者任せで限度 額でやってくれというような選挙をするんでなく、各自で、例えばで言 えばインターネット等でも選挙ポスターというのは作成できる時代です。 そうすると当然、限度額までは多分いかないと思います。そういう候補 者がやっぱりしっかり出てもらって、市の財政のことを考えながら市政 のことを考えていくというのが基本だと思うので、一応限度額とすれば ポンと上がりますけれども、実際にそれを行使される被選挙人、立候補 される方はそういった安価になる少しでも金のかからない選挙をして、 市で頑張るという思いで立候補してもらえるんだろうと思ってますし、 それを前提でいますので、そういった思いも込めて今回しっかりと、金 額的に言うとポンと上がりますけれども、そこを全員の方が満額を無頓 着で行使されるという選挙にはならないという思いも思っております。 以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

いわゆる性善説といいますか、ただ、おおむね同意しますし、そこの見解については一緒だと思ってます。立候補者自身が、公費負担上限 額満杯に出すというのが是か非かはおのおの考え方はあるんでしょうが、 そこについては理解できます。

ちょっと質問が飛ぶんですが、先ほどもちょっとお答えがあったと思うんですけど、市が独自でいわゆる市場価格ですとか、その辺りを公平に調査するのは難しいという立てつけは理解できるんですが、それでもなおこの条例を提案される中で、先ほど来からあるように、もちろん執行部の面々が変わってらっしゃるのはしようがないと思うんですが、過去どういう基準で3分の1の基準に直したのか、ここを明確に答えられる方、そのときにこういう会議があって、そのときはこういう結果だったんで、それを今回変えますというところを議論してしかるべきだと思うんですが、その当時のことがお答えできる方ってどなたかいらっしゃいませんか。

○山根委員長

答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長

最も近いのが私だと思うので、それのお答えもさっきさせていただいたように思いますが、当時の資料を振り返って、今回この改正をするというところで調べてくれまして、それを見たところ、先ほど言いましたように、あの当時、平成の大合併で16年、17年、18年とかですね、あの辺、安芸高田市を先頭に吸収合併したところもありますので、広島県

は相当数の合併市町村がありました。その合併した後、合併したという 状況の市と、安芸高田市のこの3分の1の状況を見てもピタリとそろって ます。恐らく合併市町村ごとに連携というか、情報交換しながら、それ に合わせたというのが読み取れる状況でありました。その後については、 それぞれが独自に考えながら、早くに施行令に近づけたところもあった と思いますし、このたび14市が11市になるんですけれども、当時の資料 を見ながら、今回でもう一度関係者で会議をした結果、当時の根拠があ ってやったかどうかというのは分かりませんけれども、3分の1というの は改めるべきだろうと。ただ、3分の1にしたこと自体は違法でも何でも なくて、市の裁量に任されて、この選挙公営自体を取り入れる、取り入 れないというところから始まっていきますので、取り入れて3分の1でも 選挙公営の制度に近づけていこうというのからスタートしたんだと思い ますが、今回はそれを内部で協議して、合わせる、いわゆる3倍になる わけですけれども、合わせていこうという結論に至ったということで、 当時を知る者に聞くというのはちょっと今できない、現実的ではありま せんけど、一番近いのは私になるということでお答えしました。

○山根委員長

益田委員。

○益 田 委 員

いわゆる推測でのものになってしまうので、こちらも推測せざるを得ないんですが、やはり、各自治体ごとに裁量権がそもそもあってしかるべきという考えのもとで3分の1あたりに落ち着けようということを考慮された前段については、恐らくそのとおりだとは思うんです。ポスター掲示場の数も市町によって自治体によってまちまちでございますので、その辺りを適正価格にある程度収めるという旨で過去はそうやってきたんだろうと。平成28年も令和4年もそれに倣って改正をしなかったのは、何かほかにあるかもしれませんが、いずれにしろ過去の議事録を見る限り、そんなに白熱したような活発な議論ではなく、そのまま前例踏襲なので、それは当然そのまま進んでいくわけなんですが、市が独自にできないというのは理解した上でなんですが、一つでも過去の前々回、前回の印刷業者、実際に使われてる業者に、今のこのポスター単価が特に2倍に上がるわけですよね、今の987円1枚当たりの単価が適正なのかどうなのか一つでも事業者に聞き取りだったり、市場調査、その辺りは一つも行われていないのか、伺ってよろしいですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長

益田委員の質疑の趣旨はよく理解できます。独自に調査できないというのも理解していただいた上での質疑と理解しながらお答えしますけれども、確かにおっしゃられるとおり、精算して出されてきたものをそのまま右から左へと支出をしていくという、限度額内だったらという状況は少し検証を入れるというふうな思いを今持ちました。それが上限と間違っているのかどうかというのも検証を、上限というか、適正な市場

価格であるのか。例えばですけれども、これを実行するかどうかは別として、市が発注した場合はどうなるのかというところで検証できるのかなというところもあるので、これは次回の参考になり得るだろうというふうには思いますが、今の時点では、施行令どおり上限を定めるというところで条例を提案をさせていただきたいというところであります。

○山根委員長 ○益 田 委 員

益田委員。

一定以上、次回の参考になるという見解があるのであれば、本来は 条例がここに出てくるまでに、そこの発想に至るべきなのかなと個人的 には思ってしまうんですね、どうしても。ちょっと別の視点でいくと、 ポスター代の公費負担が高過ぎることによって、そもそもが水増し請求 ですとか、そういう全国的に問題になっているケースを助長しかねない という見解が結構世論としてはあるそうなんです。いわゆる、片や、こ この自治体においては、ポスターが200円、300円の1枚単価で印刷がで きるんだけれども、公費負担上限額を全国水準に引き上げてしまうと、 ある自治体によっては、1,500円、2,000円ほどのポスター1枚単価にな ると。仮に立候補者が印刷会社を立ち上げて、そこに候補者から依頼を かけると印刷会社に、この印刷会社が別の業者に依頼をかける。市場単 価でですね。500円なのか600円なのか分かりませんが、そこに依頼をか けることによって、これは公費負担の上限額がそもそも自治体ごとに即 してるような状況、ポスター1枚単価で考えて即してる状況にすれば、 印刷費の実態との乖離が生まれないわけですから、そういった不正は未 然に防げると考えているんですよ。ただ、今回みたいに、もともと前回 の選挙で公費負担の上限額でほぼほぼ皆さんやられてるであろうと、収 支報告書を見る限り認識してます、この987円の単価で。僕の実体験で お話しすると、初めてのことなので、選挙というものに関して何も分か りません。事業者に対して、うちの公費負担上限額がこの金額なんです と、できますかと事業者にお伺いしたところ、単価はもうこれでできま すというふうに明言いただいてるんですね。これがいわゆる実態のとこ ろだと思うんです、少なくとも。この987円の1枚単価で十分業者は利益 が出せるのでできますということをおっしゃられているわけなんですけ ど、僕は2社見積もったので、2社とも広島市内の業者も、安芸高田市内 のものもそういった回答でした。実際、安芸高田市議会選挙においては、 半数以上が市内の業者に頼まれていて、これができている。本来は新規 参入を阻害しないためにだったりとか、機会の均等性をちゃんと保つた めに条例改正される立てつけも分かるんですが、それでも、やっぱりゼ ロの知識からいく者は、公費負担、うちの自治体でポスター代とか公費 負担とか、裁判とかになってしまうとちょっと嫌な話題もあるんですが、 それをどうしても初めて選挙に出ようという者にとっては、なかなかそ このどのぐらい経費を抑えていいのかとか全て自身で考えないといけな いというところに持っていくのはちょっと、いわゆるさっき市長もおっ

しゃられましたけど、あくまで出る人間のモラルなので、公費負担上限額を必ずマックスで使うような意図でこういうのを出してないとはおっしゃられますけど、上限額自体をそもそも市場価格と乖離させるリスクは少なからずあると思うんです。なので、そこのリスク回避についても何か対策があったりされるのか。公費負担が少なくともポスター代が2倍近くの単価になることについて、不正は生まれる余地がないとお考えなのか。それとも、リスクは出てしまうんですけれども、やっぱり個人の裁量になるのか。その辺りをちょっと伺います。

# ○山根委員長

杉安副市長。

○杉安副市長

今の質疑をお聞きしておると、少しいろいろ議論がばらついたかなという気がしますので、前段でおっしゃられた部分が本当に根拠を持っておっしゃっておられないと思います。業者と立候補者の間で、上限で価格を決めておるんじゃないか。要は、言葉でも不正というふうにおっしゃられましたけど、それはまさに不正であります。御自分が依頼された分はこれで済むよって言われて、今、それで済ましたと。それであるならばそれで、上限を決めましたけど、その契約でやっていただければいいわけでありますので、正直言いましてリスクを回避する。市単独でそれらを、今おっしゃられた不正に関わるものを全てリスク回避できるような対策ができるかといったら、正直難しいと思います。

ですから、やはり、ここは先ほど市長も言いましたように、公の候補者になられるわけです。公職選挙法が適用されるわけです。

ですから、公職選挙法というのは罰則もかなり厳しくなっておるので、やってよいことかどうかというのは個人でやっぱりブレーキをかけていただく必要があって、その範囲はその範囲であって、それ以上のことは市としてはといいますか、事前に対策を講じるというのは具体的にはなかなか難しい話で、今お聞きした範囲で答えるとそういうふうな答えになります。

# ○山根委員長

益田委員。

○益 田 委 員

いわゆる政治と金問題、特に広島県周り、この自治体周りでは非常に 敏感なところにはなってしまうので、ここのリスクもちゃんと鑑みて議 論していくべきだなというふうには考えております。その上でデータと して自身の体験談のほかにもう一つ補足で言いますと、多分見られてる 方もそうなんですけど、ポスター代の市場価格だったり、各自治体で実 際当選された方の選挙ポスター1枚当たりの単価については、ある程度 インターネットを探すとそれなりの根拠というのが出てまいります。た だ、検索上、安芸高田市よりも遥かに大都市であったとしても、ポスタ ー代単価1,500円ぐらいが限度だったり、片や大手の印刷業者さんでの 簡単なウェブでの見積りを出してみたところ、大体260円あるいは300円 あたりがそもそもの印刷にかかる部分だろうと。今までの安芸高田市の 企画費は10万円ちょっとなので、デザインを鑑みても、10万円で今デザ イナーさんがポスターの印刷を受けてくれないだろうかと、それほどまでに物価高、消費税高騰の波を受けてやられてるかというと、正直現行の制度で安芸高田市内においては十分事足りるんじゃないかと。1枚987円の単価、1枚1000円まででしたら、まあまあまあまあ、相場観からそれほどかけ離れてないかな。主観にはなるので、これ以上は言いませんが。ただ、明らかに1,922円のこの1枚単価においては、少なくとも他市町と比較したときには高額であると思うんですが、この金額については妥当性とか、適正だと思われるのか改めて、この1,922円の1枚単価について答弁をお願いします。

○山根委員長

杉安副市長。

○杉安副市長

今、益田委員の質疑の中でもおっしゃられた安芸高田市内ではと、安芸高田市内の業者の方という意味だと思いますけれども、ハイヤーについてもそうなんですけれども、候補者の方からいろかろ意見を聞いても、なかなか安芸高田市内で手配できないという声も聞きます。恐らくポスターについても同じ状況で、安芸高田市内の業者の人に、20人、25人出られて頼めるかといったら難しいことはあると思います。そうすると、例えば広島市内であったりとか、業者さんがたくさんいらっしゃるエリアというか、そういうところにお願いをしなくてはいけないというのもあると思います。そうすると、今おっしゃられた安芸高田市内ではこの単価で十分やっていけるとおっしゃられましたけれども、そうじゃないんじゃないかなというのが普通の感想で、答弁をさせていただきたいと思います。

○山根委員長

益田委員。

〇 益 田 委 員

全部説明だったんですが、発言の訂正も踏まえてちょっとお伝えを正確にしたいんですけど、2つ前の答弁でお話ししたところは安芸高田市内、それから安芸高田市外、いわゆる広島市内のほうの業者とお話をさせていただく中で、この987円の単価で広島県内の事業者2つとも、いわゆるこれで十分な利益が業者としては出せるので、公費負担のこの金額でお受けできますという明確な回答があったというのが2つ前の答弁のところです。先ほど言った安芸高田市内においてこの適正な価格という基準に関しては、その業者というものではなくて、安芸高田市の選挙、選挙ポスターの単価987円を1,922円に引き上げること、要は2倍近くの単価にすることについての是非というところで、再度御答弁いただけたらと思います。

○山根委員長

杉安副市長。

○杉安副市長

少し議論が議論に重なっている部分があるので、最終的にはこの 1,922円になりますが、これは公職選挙法の施行令に合わせたものであって、適正な上限を決める条例の価格、単価であるというふうにお答えをさせていただきたいと思います。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

山本数博委員。

### ○山 本 委 員

今、益田委員の質問を聞かせてもらったんですけど、要は、この改正 単価に基づいて、市に関わる選挙の支出、費用が今提案されとるという ことで聞かせてもらいよるんですけど、ポスターの代金は987円で、今 もし市の選挙をやって、これじゃあ業者が受け入れてくれんと、立候補 者が付け足して印刷代を出さにゃいけんのだと、こういうような状況に はなっとらんと思うんですよ。答弁は、全国の基準に合わせるんじゃと。 全国からここへ来てもらって、市会議員なら市会議員、市長なら市長に 立候補してくださいと。ここの単価じゃあ、ここへ来てここの業者にや っとってもらえばこれで十分ですよといったときには、できる範囲だと いって益田議員が調査の結果で今質問しとったんですが、いや、これは 全国に合わせるんじゃって言われたんで、じゃあ、よそから高いこの 1,922円でないと出られんような地域から出て、安芸高田市の選挙に出 てくるんだと。こういう人たちまでも、この条例改正によって保障せん といけんのじゃというふうにしか聞こえんのですよ。そんな全国に合わ せる必要はないんじゃないかいうことを益田委員は言いよるんですが、 私も聞きよって全くそうじゃのうというふうに思うんですけど、費用は 全部、安芸高田市が出た人の費用を見ないけんのでしょ。

それを、あえて全国レベルの単価に上げるんだということを今言わ れよるんでしょ。どうもちょっと承服できんところがあるんですけど。

今言われた1,922円にする根拠、要は、大きくは今の31万6,250円の 費用が物すごい上がっとるんですけど、まず、そこら辺がなぜなんかい うとこが、説明を我々も理解できるように説明してもらえないですか。

先ほど益田議員が過去にどれだけ上げたんですかという話をしたら、 平成23年、平成28年、令和4年というふうに、これらの分野に関わって 改正があったんですよね。その間、23年、28年、令和4年というのは、 ポスター代金もそれぞれ安芸高田市の独自の判断で、率を改定はされて ると思うんですよ。安芸高田市の独自の判断で率を掛けて改定されてい るんじゃないかというふうに思うんですけど、このたび全国に合わせる いう。

これらの根拠でも理解できるほどの説明をまだされてないように思 うんですが、そこらを再度分かるように説明してください。

### ○山根委員長

新谷部長。

#### ○新谷総務部長

御理解いただけるかどうかちょっと説明をさせていただきたいと思う んですけれども、適正な価格が幾らかというところについては、ちょっ と判断ができかねるところであるというのが大前提で、それをもって、 だから全国の価格を、施行令の限度額が国のほうが全国の価格を調査し て算出した価格になっているので、それを利用するのが一番妥当ではな いかというところで、限度額を国に合わせるというふうに判断をさせて いただいたところです。

○山根委員長

山本委員。

○山本委員

このたび国の基準に合わせるといって言われるのはよく分かるんですけど、過去の改定で平成23年、平成28年、令和4年、同じようにポスターの改正もあったんですけど、これはなぜ安芸高田市バージョンに合わせて改正されたんですか。このたびも安芸高田市バージョンに合わせて改正すべきじゃないかなというふうにだんだん思えるんですけど。

○山根委員長

新谷部長。

○新谷総務部長

繰り返し同じような形の答弁になるかとは思うんですけれども、今回3年に1回の法改正に伴って、価格の改正についてを協議をしました。その際に、今まで据え置いていたハイヤーのところとポスターの企画費のところなんですけれども、ハイヤーについてはレンタカーで行く借上げの金額と燃料と、それから運転手の雇用に関する金額を足したものをハイヤーとしてました。ポスターについては、企画費の部分を約国の施行令の3分の1ということで今まで計上をさせていただいておりました。そこをどうするかという判断をするのに当たって、やはり、この根本、砦となったのが、国の基準というところで、市自体でその基準価格を決めることが難しい。

となると、国を参照にして価格決定をするのが一番妥当ではないか。 プラスその近隣というか、県内の自治体においても、その改正をすると いうところが増えてきている。これは聞き取りなんですけれども、そう いう状況を見て、今回、今まで据え置いていたハイヤーとポスターの企 画費部分を国に合わせていこうという協議をしたところです。今まで、 なぜそのままにしていたかというところについては、ちょっと調べきれ なくて定かではないんですが、今回改めて協議、議論をした中で、国に 合わせていくのが、市では決められないので国に合わせていくのが一番 妥当ではないかという議論に至ったというところです。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊 高 委 員

1時間近い議論を見させていただいて、非常にいい議論だなと思って参考になったといいますか、根本的なことをよく逆に理解できたなと思うんですが、私はこれまでの条例改正全て基本的には関わってきた人間だと思いますし、合併以前の条例がないときの高宮町時代も3期議員をやってますから、そもそものことをちょっと確認したいんですが、市長はさっき公人としてお金をきちんと使う、あるいは少なくできるようにしていく、これも大事だと思うんですが、ただ、それにはもう30年近い歴史の中で私が関わってきた部分で言えば、やはり、その当時は公金の補助がなかったわけですけれども、立候補するに当たって自分をいかに表現するかということを出すためのポスターなんですよ、本来はね。今は時代も変わって、ネット時代で簡単に作成もできるし、そういった状況でかなり安くできるというのも当然あります。でも、私がずっとこだ

わってきたのは、やはり自分をいかに立候補者として表現するかという ことにかなり保身をしてやってきました。ですから、かなりこだわった 形ですから、企画費なんかはこんなもんじゃ足らんぐらいの状況も以前 はありました。それは写真1枚撮るにしても、こだわればもう切りがな いんですね。そういうところの原点があって、今の議論があるんだとい うことを踏まえていただかないと、今までが全ておかしいんではないか というような議論になりがちなのかなと思うんで、先ほど市長が言われ たことは、今の時代には確かにマッチもするし、公人としてできるだけ 少ない費用で行っていく、そういったことがあるんだと思うんですね。 全国的な基準によって、それをある程度分かりやすくするということも 当然だと思うんで、やっぱり時代の変化の中でこの条例改正もあってき たんだということを踏まえた上で、今日の議論は、益田議員は一番若い し今回出られたんで、そういった視点が非常に大事だなと思ったんだけ れども、これまでのことを全て否定するようなことは改めていただきた いなという気がしますので、その視点での考え方をもう一度確認してお きたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。藤本市長。

○藤本市長 先ほど私が言った、公人でお金をしっかりと意識をした人に出ていただくというのが前提だという話はしました。それはそれとして、熊高委員の言われたその結果ですね、やっぱり自分をしっかりアピールする、そういった自分の戦い方をしたいという中でその金額が幾らになるというのは、それはそれで僕はいいと思うんですよ。だから今回、この案を通させていただいて、その限度額に例えば熊高さんがしっかりとやられ

は別に否定するものではないと私は思ってます。 ですから、過去もそういう無駄遣いが決してあったというふうな認

ただ、そういう意識がある上で限度額にいったのは、それはありだ という思いでいますんで、そこは思っていただきたい。

て、こういう選挙をしたいと思うので限度額に達したというのは、それ

それと、これはあくまで候補者と業者との契約になりますので、しっかりそこでどういう単価でいくのかとかいうのもしっかり話をしながら設定をしていただければ、おのずと限度額に達する達さないは別として、有意義なこの公費負担の制度が履行できるんではないかなという思いでいます。

以上です。

識ではありません。

〇山根委員長 ほかに質疑ありませんか。 小松委員。

○小 松 委 員 ハイヤー方式とポスターの作成について上限額まで一気に今回上げられたということなんですけれども、段階を経て上げるというようなお

考えというのはなかったんでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

→ 上前仁北チ旦人巛人古改曰目

大﨑事務局長。

○大﨑行政委員会総合事務局長

段階的に上げるということになると、その段階の金額の根拠という ものがないことになりますので、それはちょっと難しいと思っておりま す。あくまでも施行令の上限であるその金額に合わせるというのが、適 切ではないかと思っております。

以上です。

○山根委員長

小松委員。

○小 松 委 員

ハイヤー方式なんですが、前回の選挙ではお一人の方が、今回はもう選挙カーも使われてない立候補者もいらっしゃったりとか、高齢化だったり、平日なかなか運転手が見つからないということで、選挙の在り方もだんだん変わっていくという中で、今回上限額がハイヤーはかなり上がったということで、もし想定してそういうハイヤー方式を使われる方が増えると仮定したときに、税金なので地域の中で還元ができるようになればいいなと思うんですが、そういったハイヤー方式が増えると仮定したときに、地域でそういうハイヤー方式の契約を受けていただけるタクシー会社、そういったところはどのぐらいあるかというのは市のほうでは想定があるんでしょうか。

○山根委員長

大﨑事務局長。

○大﨑行政委員会総合事務局長

ハイヤー方式のほうを受けてもらえる業者があるかないかというと、今市内業者のほうでハイヤー又はタクシーをやってる会社がありますが、今回の金額の上限を上げることによって受けることというのができるようになるのではないかとは思っております。というのも、現在ハイヤー方式を使われてる方の金額というのが、車と燃料と運転手、これを足した金額と同等の金額の契約しかないんですよね。普通に考えたときに、この3つの契約を別々にするのと、ハイヤー方式で1社に全てお願いする、そういったときに同じ金額になるというのはあり得ないことだと思っております。通常、明らかにその3つの価格より高くならないといけない。だから、ちょっと業者のほうが少し便宜を図られている可能性も拭えない状態ではないかと思っております。そうした中で上限を上げることによって、そういう業者がうちもできますよということを言われる可能性もあるのではないかなと思っております。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

[質疑なし]

○山根委員長

質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、本案に対する反対討論の発言を許しま す。 益田委員。

○益 田 委 員

議案第46号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙 挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について反対の立場で討論いたします。

この議案は、公費で負担される選挙カーに係る費用、それからビラ作成に関わる費用、ポスター作成に関わる費用の3点を一度に違う基準で増額しようとするものでございます。説明資料によれば、候補者1人当たりに対しての増額の費用でありますが、前回の市長選挙では公費負担で賄われたのが2名分、増額した場合最大で86万円、約ですね。前回の市議選では公費負担が19名分ですから、増額した場合約798万円になると。上限額のこの引上げについては、以下の3点の理由から反対いたします。

反対理由1つ目は、安芸高田市において、現状の公費負担で充足していることです。本来自治体ごとに選挙の公営に関する条例を定めるのは、各地で実情が異なることを考慮した上で、あくまで独自に公費負担上限額を設定できるからというところです。実際に安芸高田市でも過去を振り返ると、市の独自基準、同僚議員の言葉を借りれば安芸高田市バージョンというんでしょうか、全国的な基準額よりも過去に公費負担の上限額は選挙カー、ポスターともに1人当たり20万円ほど安芸高田市の独自基準で少ないところに抑えられていました。根拠となる法令が変更されたとしても、本市においてすぐさま直ちに増額を妥当と考えられるような実態が伴わなければ、ここの過去の差額分を無視してまで条例を変更する必要はないというふうに考えております。

反対理由の2つ目は、実際の市場価格と全国的な公費負担上限額とが 乖離している可能性があることです。実際に全国的に市場価格より大幅 に水増しした不正請求が判明して、監査請求や返還勧告が出た事例も全 国あります。大幅に市場価格と乖離した公費負担上限額を容認すること で、立候補者のモラルに問われますが、本来必要のない経費に対して税 金が使われてしまう危険性は拭えないと考えます。現状の上限額であれ ば、水増し請求が発生する余地が少なくとも同じ水準で上げている他市 町と比べて少ない状況になると見てとれますが、改正案の上限額に合わ せてしまうことで、市場価格や相場とかけ離れた請求を助長する要因に もなりかねないというふうに考えます。このことからも、やはり上限額 の引上げには賛成できかねます。

反対理由3つ目なんですが、市の一般財源、皆様の税金をあくまで原資とする公費負担の上限額引上げは適当と思えないことです。過去に自身でも選挙費用についてユーチューブ等で動画を上げたことがありますが、現状の公費負担上限の金額でもポスター代、選挙カー費用、ガソリン代等が公費で負担されていることに少なからず不満、疑問を持つ方の御意見を実際に目の当たりにしていきました。

少子高齢化による社会保障費の増大ですとか、自主財源の減少もあって安芸高田市の財政はますます厳しくなる、こういったことが明白な現状において、公費負担の上限を一般財源を使ってさらに引き上げるという判断は、納税者の理解が得られるものとは思えません。

以上のことから、物価高騰等の根拠とする大本の条例等が変更となったことを考慮した条例改正といえども、今回の選挙の公費負担上限額については、個々の地域の実情や市場価格の実態と照らし合わせて実行するべきと、これ以上引き上げることは適当ではないと考えております。

最後に念のためですが、条例の目的はあくまで資金力が十分でない人についても選挙に立候補ができる一定の選挙活動を行えるようにするための制度であり、決して選挙の公平性を担保する意味でも、条例の意義自体そのもの過去に至るまで否定するものではありませんので、引上げ額等を個別にあるいは再度見直した上で再提出をされる場合は改めていま一度審議する考えです。自身の選挙にも関わる条例を通すことでいわゆる恩恵を受ける身ではあるであろうと思うんですが、その前に一市民を代表する議員としては、責務を果たすためにこの議案第46号に反対をいたします。

以上です。

〇山根委員長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。 熊高委員。

○熊 高 委 員 本議案に対して、賛成の立場で申し上げます。

今、反対討論でもありましたように、最後のほうで選挙の公平性を担保するためのあらゆる人が参画しやすいような形にするという、そういったもとにこの選挙費用の助成というのはあるというふうに思っております。不正がある、ないということも当然分かりますし、あるいは税金の一般財源を使うという、そういったことも含めてありますけれども、やはり、決まりの中でやるということなんで、その決まりを破るということは本来社会的制裁を受ける、そういった立場にもなるわけですから、それはそこできちんとやっていけばいいと思いますし、やはり、選挙の公平性と参画しやすいという観点から、この条例改正というのは必要だろうというふうに思っておりますので、賛成とさせていただきます。

〇山根委員長 次に、反対討論ありませんか。 石飛委員。

○石 飛 委 員 私も先ほど来の議論を聞いていると、なんかやっぱりおかしいのではないかという思いが出ましたので、反対の立場で討論をさせていただきます。

公費負担ということは、税金を投入して、立候補者の負担を軽減しようという筋だと思います。ですが、ポスターの作成については、これは 企画費が3倍になったということで、この企画費に対してはどれですか、 ポスターが華美になるとか派手になるとか、お金の使い方によってどう いう意味合いがあるんだろうと。これは立候補者のどうだろう、熱意というものがそのポスターで伝わるというのは分かりますが、金額的に3倍になるということは異常であるとしか言いようがないと思います。ましてや先ほど同僚議員のほうも言いましたが、このポスター作成によって不正請求又は下請を使ってお金をもうける、そういった関係者、立候補者もいるという、そういう事案が出ている以上、わざわざ危険な条例改正をする必要はないと思います。というのは、ポスターの作成費、前回の市議会議員選挙でも、皆さん1枚970円という金額で落ち着いてたというのは間違いない事実です。物価高騰があったにしても、金額的には約2倍程度になりますが、全体トータル的には2倍になるという必要性は全く想像にも考えられない金額だと思います。なので、このポスターの作成の金額を見ただけで、もうこれはちょっと異常としか言いようがないので反対させていただきます。

以上です。

〇山根委員長 次に、賛成討論ありませんか。 〔討論なし〕

〇山根委員長 賛成討論なしでありますので、次に反対討論はありませんか。 児玉委員。

○児 玉 委 員 先ほどからいろいろ説明を聞いとったんですが、立候補者の機会均等ということは理解しますけれども、今回のこの改正の金額が施行令の改正の趣旨に従ってということですが、本来であれば、裏づけを取るために安芸高田市の中で審議会なりなんなりを設けて、やっぱり裏づけをしっかりと私は1年かけてでもつくって提案されるべきじゃないかと思います。総務省なんかが出す分は平均値ですから、平均ということになるとばらつきの管理というのは見えてないわけですね。いわゆる平均的なところが全部金額でくると。今から先、こういったいろいろ裏づけが取れんから国の施行令に従うということが増えるんかもしらんですが、ぼちぼちとその辺を見直していく。当然時間はかかりますし、経費もかかるかもしれませんが、自分のところに見合った形でのいわゆるこういったものをつくっていくということが私は必要じゃないかと思ってますので、今回出されたこの施行令に従うと、その趣旨に従うという考え方の基のこの条例というのは反対といたします。

〇山根委員長 次に、反対討論はありませんか。 小松委員。

○小 松 委 員 議案第46号、反対の立場で討論させていただきます。

お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補者の機会均等や、候補者間での選挙運動の機会均等を図る手段としての選挙公営制度であり、この議案が物価高騰で、令和2年に国が一部改正をしたということに伴って、本市の選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例です。先ほど答弁に、14市の中で11市が今年公費負担を国の基準

に合わせて上げていくであろうというような答弁はあったんですが、本 市のここ最近の選挙の実績、実態であるとか、ちょっと国に合わせてポ スター、ハイヤーを急激に上限を上げるということを、一番大事なのは 本市の財政状況等を本当鑑みれば、今回の公費負担を一般財源を充てて 上げるというところにはちょっと納得がいかないという判断をさせてい ただきまして、本議案に反対します。

以上です。

○山根委員長 次に、反対討論ありませんか。

[討論なし]

○山根委員長 反対討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、議案第46号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
「起立少数」

○山根委員長 起立少数であります。

よって、本案は否決すべきものと決しました。

以上で、議案第46号の審査を終了いたします。

ここで説明員入替えのため、11時40分まで休憩といたします。

~~~~~

午前11時31分 休憩 午前11時40分 再開

~~~~~~

〇山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより教育委員会に係る所管事務調査を行います。

「本市の目指す義務教育について」を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

阿部学校教育課長。

○阿部学校教育課長 それでは、所管事務調査1、本市の目指す義務教育について説明いた します。

資料1、1ページを御覧ください。

1点目、安芸高田協育の推進に示されている4つの施策の取組状況、成果及び課題分析についてまとめました。

横に4つの施策を取り、縦に取組状況、成果及び課題分析をまとめたものです。

令和6年度の重点的に取り組んだ内容については、1、仲間とつながる 学びとつながる協同学習の①授業づくりに係る訪問指導、2、可能性を 広げる個別最適な学びの②「不登校及び特別支援教育」に係る訪問指導、 4、問題解決に挑む未来チャレンジ探究学習の②未来チャレンジ探究学 習発表会の実施です。

指導主事等をできるだけ学校に派遣し、学校に軸足を置きながら指導 支援をしています。授業づくりの研修や不登校支援について学校と協議 しながら改善を進めています。

主な成果については、協同学習の推進ができていることや多様な学び の場が設定できているところです。

主な課題については、各種学力調査の結果や自立活動・交流学習の充 実が挙げられます。

続いて、2点目です。

資料2ページ、3ページを御覧ください。

過去10年間の小学校及び中学校の全国学力・学習状況調査の結果を示しています。表中の数字は正答率で、単位は%となっています。また、 黄色に色付けしている部分については、全国平均に比べて、安芸高田市 平均が高いところを黄色に色付けしております。

空欄部分については実施していないところです。

資料4、5ページを御覧ください。

市の学力調査結果を示しております。安芸高田市が業者に委託して実施している学力調査の結果です。小学校を4、5ページに示しています。

同様に黄色に色付けしている部分については、全国平均に比べて安芸 高田市平均が高いところです。

4ページの2019年度の3年社会科72.9について黄色が抜けておりましたので、修正をお願いいたします。

続いて、資料6ページを御覧ください。

同じく中学校の安芸高田市学力調査を一覧にしています。

6ページの2020年度の2年生理科55.4についても同様に黄色が抜けておりましたので、修正をお願いいたします。

資料7ページには課題分析と今後の取組についてまとめて記載しております。

全国学力・学習状況調査の結果につきましては、近年広島県平均・全 国平均と比較すると低い状況です。教育委員会としましても、学力調査 の意義を十分に踏まえた上で、各校の児童生徒の回答を分析するととも に、今後の取組について検討していくように、臨時の研修会を実施して いたところです。

また、児童生徒が一番学ぶ場面は授業ですので、子ども主体の授業となるように日々授業改善に努めているところです。

学力調査等のテストで測る学力については、今後未来を生き抜く子どもを育成するために必要な資質能力の一面ではありますが、看過できない状況と感じております。引き続き、学校と連携しながら取組を進めていきたいと思います。

3点目です。

資料8ページを御覧ください。

安芸高田市内の不登校児童生徒数の人数を経年変化でグラフにいたしました。

令和6年度の不登校児童生徒数は59人です。

資料9ページは、過去6年分の不登校数データを1,000人当たりの数に計算して、広島県平均、全国平均と比較して示しています。また、下段については、課題分析と今後の取組についてまとめて記載しています。

近年の広島県平均と全国平均で比較すると、安芸高田市は平均値を下回っている状況ですが、令和6年度については、不登校児童生徒数が安芸高田市政始まって以来の最大値となっており、教育委員会としても危機感を抱いているところです。

未然防止の取組を進めることはもちろん、子どもの居場所づくりに力を入れて取り組んでいきたいと考えています。

なお、令和7年度については、協同学習のさらなる充実、不登校支援、 特別支援教育に重点を置いて取組をスタートしたところです。

以上で説明を終わります。

〇山根委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 益田委員。

○益 田 委 員 資料1の1ページ目なんですけど、施策の仲間とつながる 学びとつながる協同学習の成果のところで教職員の授業力アップという項目があると思うんですけど、具体的にその授業力が上がったと成果で捉えるということは、具体的に授業力が上がったという何かその指標のようなもの、評価指標のようなものがあったのかをちょっと伺いたいと思います。

〇山根委員長 答弁求めます。

阿部課長。

○阿部学校教育課長 成果について教職員の授業力アップと書いておりますが、授業についての指標等については現在設定していないところではあります。研究授業等や学校訪問の中で授業が変わってきたなという感覚的なところなんですが、子どもたちを大事にする、子どもたちがつながっていくような授業が徐々に展開されているなと感じているところです。

以上です。

〇山根委員長 ほかに質疑ありませんか。 小松委員。

○小 松 委 員 私も同じく1の施策に関してなんですが、協同学習など恐らくグループで対話による学びだと思うんですが、課題分析のところで、各種学力調査の結果というのが、要するにつながってないというようなことで課題に上げられてらっしゃると思うんですが、私も現場にいましたので、研修等あったりはするんですが、子どもの実態に合わせて基礎学力のもとに対話による協同学習というところに効果は出るんだろうけれども、その基礎的な学力のベースが実態としてはちょっとそこが不足している

上に協同学習というところが行われているのではないかというような声 も聞いたりすることもありましたので、その辺については、基礎学力と 協同学習というところをどのような位置づけで進められていかれる予定 なのかお聞かせください。

○山根委員長

答弁を求めます。

阿部課長。

○阿部学校教育課長

基礎学力と協同学習の推進という点ですが、もちろん基礎・基本は 大事であると、定着をしないといけないというのは重々承知しておりま す。ただ、学習指導要領改訂によって、基礎・基本だけをずっと学んで いくのではなくて、要は学び方というところも、2017年に告示された学 習指導要領には言及されているところもありまして、基礎・基本だけを 反復してやるという授業ももちろんやってはおるんですが、それ以上に 子どもたちが相互に学び合う、そういう授業を大切にしていく。その中 でまた基礎に振り返っていく、基礎・基本を使っていくというこのサイ クルで授業を構成していくというふうに考えております。

以上です。

○山根委員長

小松委員。

○小 松 委 員 私も基礎学力だけ反復学習をするというのは、とても面白い学習で はないと思いますし、相互に学び合うというのは本当にコミュニケーシ ョンスキルをつける上でも大事だと思いますので、基礎学力のもとに協 同学習でより充実した学習になるように協育の推進を図っていただけれ ばと思うんですが、ICTのほうの教育でタブドリLive!とかスタディ アプリ等の導入とあるんですが、これの目的としては、どのような場面 でこういうものを使って学力を上げるというようなことを想定されてら っしゃるんでしょうか。例えば、中学校であれば単元テストに対してこ れを使いましょうとか、何かそういった具体的な目標があれば教えてく ださい。

○山根委員長

答弁を求めます。

阿部課長。

○阿部学校教育課長

タブドリLive!の児童が使う問題は小学校のほうに導入しており、 スタディサプリについては中学校に導入しております。具体的な活用場 面ですが、導入当時に教職員に研修をしておりまして、定期的に情報推 進教師を集めて研修を行っております。活動場面については、塾、授業 及び家庭学習等をイメージしておりまして、児童生徒の実態に応じて効 果的な活用を指導者のほうで検討していただいて、活用していただけれ ばと思っております。

以上です。

○山根委員長

小松委員。

○小 松 委 員

私も中学現場にいたんですが、スタディサプリを活用して学力を伸 ばすことができているというふうに感じてらっしゃる先生方というのは 実際いらっしゃるものなんでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

阿部課長。

○阿部学校教育課長 数的なデータを取ってないですが、一部の教員からは授業で活用して学力が上がったというような話も聞いております。

以上です。

〇山根委員長 小松委員。

○小 松 委 員

授業の中で使う分には、子どもたちに直接働きかけて力がついてるというふうな実感だと思うんですが、なかなか家庭学習で子どもたち、ちょっと生の声を中学生に聞くことが私はあるので聞いてみるんですけれども、家庭学習では全然使ってないよというような声をよく聞くんですが、自主的な学びということで年間で2,700円ぐらいですかね、使われてるということなので、ぜひ子どもたちにその辺の家庭学習で自主的な学びが促されるように、せっかくお金を使ってるのであれば何か目標を持って使っていただければと思うんですが、それに関連して単元テスト、3年間ぐらい多分定期テストから安芸高田市は変えて単元テストになってますが、その単元テストをするということは実際子どもたちの学びとか確かな学力にはつながっているという検証はされてらっしゃるんでしょうか。

〇山根委員長 阿部課長。

○阿部学校教育課長 単元テストについては、中学校で令和4年度から導入しております。 具体的な検証まではできていないですが、学力等、単元テストの因果関

係というのはなかなか難しいところもあります。おっしゃるように、家庭学習と単元テストの総合的なリンクをうまく活用してサイクルを回す。家庭学習で学び、単元テストでテストする。単元テストでできなかったところを授業改善する。そして、また家庭学習に返すというようなサイ

クルをしていくように各校に指導しているところです。

以上です。

○山根委員長

○小 松 委 員 現場の先生においては、単元テストを毎回つくるというのは結構負

担で、単元テストをまた採点するというのもかなり負担がある先生と、 片や業者の単元テストを使っていると、市内においてまちまちな状況だ と思うんですけど、その辺については教育委員会としては各校に任せる

というような判断をお持ちなんでしょうか。

○山根委員長 答弁は。

阿部課長。

小松委員。

○阿部学校教育課長 教育委員会としても、自作されている、もしくは業者で購入しているというのを把握しておりますが、今のところ、一様に全てを統一する

という見解は持ち合わせておりません。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。 山本委員。

○山 本 委 員

日夜努力されてるんだろうと思いますが、このデータを見る限り、1 ページ目の施策で1、2、3、4を一生懸命取り組まれた結果なんだと思い ますけど、学力の成果が、2ページが小学校ですね、3ページが中学校で すけど、2015年、2016年、17年、18年というたら、全国にしても広島県 にしても比較したら本市がそれ以上成績がいいと。しかし、2021年から 24年を比較したら、ところどころ黄色があるんですけど、ほぼほぼ真っ 白と。これは中学校に至っては全部真っ白というような状況になってま すよね。次の4ページに行って、小学校の各学年の教科ごとの成果を見 ましても、国語に至っても22年、23年、24年に入ったら、一部成績がい いのもあるんですけど、随分白い部分が増えてると。2016年、2017年、 2018年、2019年、これはもう全部レベルが全国より上にあったものが、 22年、23、24になってくると上でないと。社会は実施されておりません けど、算数は何か維持されとって、理科は実施されてない。それで、中 学校に至っては、6ページなんですが、2016年から2018年の状況が一変 して、2022、23、24というとほとんど真っ白になってる。ここの1ペー ジ目の施策の1、2、3、4というのは、2016年からずっとこういうもので やられとったんでしょうか。それとも、2022年からこういう施策に展開 を変えられたんでしょうか。

○山根委員長

阿部課長。

○阿部学校教育課長

1ページ目の施策については、主に昨年度2024年度の施策について示しております。

以上です。

○山根委員長

山本委員。

〇山 本 委 員

質問の思いは、どっちかといえば安芸高田市の子どもたちが全国のレベルより上にあってほしいというような思いがありますよね。できたら安芸高田市の教育は、広島県においてもトップクラスにあるんじゃというような義務教育の現場にならんかなと、こういう思いもあるんです。そういう思いを込めながら質問していきたいんですが、今言いましたように、小中に関わって2016年から2018年にかけてはほとんどが全国レベル以上、それがなぜ22、23、24はそういうのがなくなっていったのか。

それは7ページにある課題分析、それのなくなっていった全国レベルを下がっていったところの今後の取組というところで記載してあるんだろうと思うんですが、ここの状況を見たところでのこの課題分析を書いてあるんですけど、何をどういうふうにされるというように書いておられるのか、それぞれ1項目ずつ説明をしていただきたいと思うんですが。

7ページ、全国学力調査、特に小学校算数、中学校に課題だけが書い

てあって、何が課題なんですか。どこがどう課題なんかというところ も教えていただきたいと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

阿部課長。

○阿部学校教育課長

1項目ずつということで、課題分析のところなんですが、全国学力・ 学習状況調査の特に算数、中学校の国語、数学については、御指摘のと おり点数が具体的なその正答率が低下していっているというところです。

2番目の市学力調査、小学校は近年良好で、中学校は近年国語以外の4 教科に課題があるというのも御指摘のとおり、2022年度、もしくは見方 によっては2019年度を境に低下していっているというところが課題とし て捉えております。学習意欲もしくは自己肯定感の低下、集団づくりと いうのは、具体的な数値は挙げておりませんが、学校訪問や訪問指導を する中で、子どもたちの様子もしくは教職員、校長の聞き取りの中でこ こが課題かなというふうに挙げております。教科に関する興味関心の低 下についても同様です。

以上です。

○山根委員長

阿部課長、どうぞ。

○阿部学校教育課長

今後の取組については、協同学習の推進ということで、学力向上・ 意欲向上につながるような協同学習になるように各校の授業改善を求め ております。特に課題設定や振り返りの部分、学力については各校それ ぞれ課題が違うと思いますので、校長と協議しながらどのように進めて いくか検討しているところではあります。

2番目の授業づくり訪問については現在も行っているんですが、研究 授業に指導主事を派遣することで、先生方と指導主事が対話をしながら 授業の課題について整理して、次の授業に生かすような授業改善を行っ ていくということです。

3点目の市主催研については、これも定例ではやっているところでは あるんですが、現状を踏まえた上でどのように改善していくかというよ うな研修を進めていきます。

4点目の各校において県指導主事を招聘しての授業研究については、研究授業において県副支所や広島県教育委員会から指導主事を派遣して招聘して、指導・助言をもらうことができる仕組みがありますので、その仕組みを利用して、各校で計画的に授業改善について取り組んでいるところです。

ICTの活用推進については、先ほども少し話がありましたが、スタディサプリやタブドリLive!を活用するとともに、授業の中でICTを子どもたちが活用していく、そのためにどのような使い方があるのかというような研修等を行っていく予定です。

以上です。

〇山 根 委 員 長 山本委員。

〇山 本 委 員 今、課題と今後の取組の説明を受けましたけど、1ページ目の施策1、 2、3、4の取組に対して、何かこういった22年度以降の成績の低下とい う、ここらに原因があるんじゃないかなと推測するんですけど、専門的 な立場じゃないのでよく分らんのですが、この辺りで、この1ページ目 の1から4について、7ページの今後の取組というところを含めて見直し をされるというようなところはお考えはないんでしょうか。

○山根委員長

阿部課長。

○阿部学校教育課長

学力の低下、学力調査の結果が低い要因については、多くの因子が 関係していると捉えております。ですので、先ほども申し上げましたが、 学校によってそれぞれ課題が異なっており、学校との協議が必要と考え ています。学校長の意見を尊重しながら研究を進めていきます。

1ページの施策の4つなんですが、この4つの方針については何も安芸 高田市独自でやっているものではなくて、ここ、過去、令和に入って、 国が学習指導要領改訂もありましたし、県としても高校入試改革等大き な教育に関する変化がありました。それに基づいて、安芸高田市として 重点とする柱を4点掲げているものです。ただ、学校の意見も尊重しな がら、この施策についてちょっと難しいんじゃないかというところがあ ればかたくなに見直しを拒むということではありませんが、何も全国学 力・学習状況調査や市の学力調査の向上だけを狙ってしている施策では ないので、その点については御理解いただきたいなと思っております。

以上です。

○山根委員長

山本委員。

○山本委員

もう一点、8ページの不登校の児童の推移があるんですけど、2017年 頃までは若干下ってるんですね、不登校の生徒が。2017年だったか18年 頃に八千代町と甲田町と、その1年後ぐらいだったですかね、吉田町が 小学校が合併しましたですよね。甲田の場合は3校が1校になったり、八 千代は2校が1校、吉田は2校が1校、合併による影響ではないかと思うの が、2018年から、2019年は下がってますけど、どんどんどんどん増えて るんですよ。2018年は小学校が合併した年だろうと思うんです。統合し たことによって不登校が増えたいうことはないんでしょうか。

○山根委員長

阿部課長。

○阿部学校教育課長

小学校統合による不登校児童数が増加したという影響については、 ないと考えています。

以上です。

○山根委員長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

益田委員。

○益 田 委 員 これちょっと表の見方的なところでいくんですけど、2ページ、3ペー ジ、4ページ、5ページと学力調査の全国と市のものを出していただいて いるんですけど、結構、年度ごとに並べていただいてるんですけど、こ の年度の小学1年生の入学年度、その学年ごとに追従するような形の表 とかってあったりされますか。実際に検証していく上で、そういうのを 用いられているかどうかをまずちょっと伺いたいと思います。

○山根委員長

阿部課長。

○阿部学校教育課長

おっしゃるように資料については、その年度の全国学力・学習状況 調査については小学校の6年生と中学校3年生が対象なんですけど、その 年度のものです。経年で同一集団で測っているものがあるかという質問 だと思うんですが、それについてはもちろん教育委員会の方でも一覧に しておるようなところもあります。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益 田 委 員

すぐ今出してもらうというのはちょっと難しそうですかね、資料として。

○山根委員長

阿部課長。

○阿部学校教育課長

全国学力・学習状況調査が抽出で行われているので、比較するとすれば市の学力調査かなと思うんですが、でも近年の状況とか受けてない年もありまして、ちょっとすぐに出してくれというのはちょっと難しい状況です。

○山根委員長

益田委員。

○益 田 委 員

この表でちょっと市の学力調査のところで簡単に伺いたいんですけど、 例えば2016年度の1年生さんがちょうど2022年度に中学校1年に上がられ るのかなと思うんですけど、小学校の1年と例えば次のページ、6ページ の2022年度の中1になると、小学校入学時からずっと見ていくと安芸高 田市の得点、正答率のほうが全国平均を上回っている。小学校では上回 っている状況から、中学校に上がると一気に全国平均よりも下になって しまうというところがあると思うんです。素人考えなんですが、単純に 市内から中学校でお受験して市外に進学される子たちがどうしてもやっ ぱり受験とかそういうプロセスを経ているので、学力の平均としてはち よっと平均点が高い子たち、正答率が高い子たちがやっぱり外に出てい ってしまうような現状もあって、どうしても中学校で下がるみたいな結 果が出てる可能性もあるなと思ったんですが、この中学校で平均点の正 答率がちょっと下がっているところというのが、市としては許容範囲と いうか、ある種どうしても仕方がない部分になるのか、それともやっぱ り、中学校でも全国平均の正答率に近づくあるいはちょっとでも上回る ような形を目指されているのか、指標がちょっと分かればお伺いしたい と思います。

○山根委員長

阿部課長。

○阿部学校教育課長

議員さんのおっしゃるように、小学校から中学校にかけて約1割程度 の子どもが市外へ出るというようなこともあります。ただ、それが学力 の平均点、中学校における平均点に影響していることは少なからずある と思うんですが、それだけではなくて、ほかにもいろいろ要因があると 考えております。とりわけ授業については、やはり、中学校として責任を持って実施して、力をつけていかないといけないというのは共通の理解だと思いますので、そのように感じております。指標については、またこれも全国学力・学習状況調査の指標なんですけど、単に平均点だけではなくて、平均正答率が60%以上の生徒の増加や平均正答率が40%以下の生徒数を低下するというようなところを目標にやっております。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益 田 委 員

さっきの山本委員の質問とちょっとかぶるんですけど、7ページの課題分析のところで、3項目です。学習意欲、自己肯定感の低下・集団づくりというところで、具体的な数値で測っているものではないということで課題で出されたと思うんです。

これは何か学力調査と合わせてアンケートを取られたりとか、そういうものも一切なくてのこの課題に挙げられてるのかなというところをちょっとお伺いしたいなと思います。

○山根委員長

阿部課長。

○阿部学校教育課長

全国学力・学習状況調査や広島県で行われている児童生徒実態調査 というアンケートがありまして、それを基に書いております。今ちょっ と具体的な数字は言えないんですけれども、というところになります。 以上です。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

小松委員。

○小 松 委 員

先ほど来、お話がある2022年から24年までの3年間、主に中学校において平均値を下回っているというような話が出てるんですが、先ほど私も中学校における単元テストの話をさせていただいたんですが、ちょうど導入の3年間の結果が下回ってるという、ちょうど単元テストの導入とこの3年間が一致しているということになってるんですが、私も22年、23年度つくらせていただいて現場にいたんですけれども、この辺については、教育委員会としては単元テストの有効性とこの結果についての分析というようなものはされてらっしゃるんでしょうか。

○山根委員長

阿部課長。

○阿部学校教育課長

事実だけ見ると令和4年度から、2022年度から単元テストを導入したということで、一つの要因には考え得るものですが、具体的にそこだけが要因だということまでは分析しきっておりません。

というのも、近年、先ほども少し答弁で申しましたが、学力・教育 観というのが令和に入って物すごく大きく変化しているんです。令和4 年度で言えば、安芸高田市の取組だけでも例えば中学校単元テストにし たもののほかに、校務支援システムを導入したりとか、外国語サポータ ーとか、ICT支援員を導入したりとか、広島県においては高校入試改 革が行われたりとか、国においては生徒指導提要が改訂されたりとか、 いろいろな動きがある中で総合的に判断しないといけないかなというふうに考えております。

以上です。

○山根委員長

小松委員。

○小 松 委 員

単元テストにおいては、その当時、東広島市あたりの中学校の単元 テスト導入において、実績が上がっているというような効果をもって安 芸高田市も導入を検討したということを現場では聞いてはいるんですけれども、実際先生方が細かく単元での理解度を測るということで、理解が下回ってるところを復習して理解度を上げるために単元テストというのが有効であるという考えだと思うんですが、なかなか現場はつくって実施して、授業時数もありますし、回すという中でなかなか復習というものを先生たちはしっかりされているかどうかというのは教育委員会としては把握されてらっしゃるんでしょうか。

○山根委員長

阿部課長。

○阿部学校教育課長

しっかりされている、しっかりとはどの程度なのかという議論の余地もありますが、単元テスト導入の意図については、従前から校長を含め教諭のほうに指導してきているところですので、していただいているんではないかなというふうには思っております。ただ、いわゆる調査学力というかですね、そこの結果が伴わないことについても相互に関係している可能性もありますので、丁寧に分析していく必要があるかなと思っております。

○山根委員長

小松委員。

○小 松 委 員

定期テストはしていたんですけれども、今回単元テストになっているということで、子どもたちのほうから見ると、単元テストは簡単だからそんなに対策しなくてもいいんだよというような声も実際届いておりますし、かなり安易に考えたり対策をしないということで、要するにちょっと広い範囲を求められる私学テストであるとか全国学力、結構総合的な範囲の中でいわゆる力を出すという力をつけれてないというのもあるのではないかとは思うんですが、その辺のところ教育委員会として、単元テストをやることで幅の広いテストといったところに対応する力が十分つけているのかどうかというところの御見解があればお聞かせください。

○山根委員長

阿部課長。

○阿部学校教育課長

委員御指摘のとおり、単元のまとまりで学んでいくということと、幅の広い高校入試なんかもまさにそうなんですが、そこの問題に対応していく力というのはもちろん必要だと思います。各校において単元テストに変えたときから、実力テストという形である程度範囲の広いところを、これも業者テストになるんですが、保護者負担で実施している学校が多くあるというふうに聞いております。

以上です。

小松委員。 ○山根委員長

○小 松 委 員

ある程度進路を意識して成績をある程度取るという目標がある生徒 は、単元テストは非常に取りやすいので点数が、楽だと。ただ、なかな か目標を持てず単元テストを行うということで、単元テストは非常に教 科と回数がすごく多いので、かなり段取りをして計画的に勉強するとい うのができていない子どもたちも多いというのも現場であると思うんで すけれども、そういった現場の子どもたち、先生たち、そういったとこ ろの学力の全体的な検証をしていただいて、単元テストについては例え ば見直すとか、そういったようなところは考えられていらっしゃるとい うことはありますでしょうか。

○山根委員長 阿部課長。

○阿部学校教育課長

なかなかモチベーションが保ちにくいとか、やる気が出ない子ども にこそ教師が必要かなというふうに感じており、そこに対するアプロー チがまさに教師の仕事ではないかなと感じております。かたくなに単元 テストだけを推進するというふうには思っておりません。現場の先生方、 学校長と協議しながら、学校と協議しながら、その有効性については検 討していきたいと考えております。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

能高委員。

○熊 高 委 員 先ほど阿部課長のほうのいろんな答弁で、多様な課題があるんだとい うふうな答弁をされたんだけど、多様なんで多様なんでしょうけれども、 重要度といいますか、そういったものを含めた多様の中にも、どの部分 がより重要度があるんだというような、そういう整理をしたものはある んですか。

よろしいですか。 ○山根委員長

阿部課長。

○阿部学校教育課長

課題の中でより因子として、これが大きいんではないかというよう なものがあるかという質問として捉えておりますが、そこについては一 様に考えております。

以上です。

○山根委員長 熊高委員。

○熊 高 委 員 一様ということはないんじゃないんですか、基本的に。

> やはり、問題の原因というのは重要度が必ずあるはずなんですね。 それが一様という答えそのものが、見方が少しばらついてるんじゃ

ないかというふうに思うんですが、それは違うんですか。

○山根委員長 阿部課長。

○阿部学校教育課長 どの要因も同じように重要度があるという回答です。

以上です。

○山根委員長 熊高委員。

○熊 高 委 員 いろいろ教科、あるいは学校、いろんな環境の中、いろんなものがそ れぞれ課題というのは違うわけですよね。その中でもこういったものがこの学校では重要なんだとか、そういったものが多様だということを含めて、当然その時期にもよるし学校にもよるし環境にもよるし、そういったものを一つ一つ分析をして対応していかないと課題の解決というのは基本的に私はならんと思うんですよ。そういった意味で今お伺いしてるんですよ。

○山根委員長

よろしいですか。

阿部課長。

○阿部学校教育課長

ですので、学校長と協議しながら、その学校の課題について検討していきたいと思っております。

以上です。

○山根委員長

熊高委員。

○熊 高 委 員

課題をどこに見ておるかというのを我々は知りたいんですよ。内部だけで課題を抱えるんじゃなしに、外部に出した中で、出せるもの出せないものがあるでしょう。

でも、それを外部にさらしてみて初めてそういった課題が視点によってはこう見えるんだということが出てくるはずなんですね。そういった意味で、多様な課題を持っているということになると、内部だけで抱え込まずに、当然保護者とか、地域の人、あるいは我々のような政治家も含めて、そういったものを共有するということが大事じゃないかなと。ただ多様な課題がありますと言われても、それじゃあ、どこをどうするのかという、その課題解決策が私には見えてこないんです。そういった意味で、多様な課題というのをどう捉えておるんかということを聞きたいんですよ。

○山根委員長

阿部課長。

○阿部学校教育課長

議員御指摘のとおり、学校だけで決して抱え込んでいくというものではないと思いますし、そもそも子どもたちを育てるというのは、学校、地域、家庭、3つが相互に関連して子どもたちが育っていくものかなというふうに考えておりますので、決して学校だけで収束させるという意味ではございません。

課題についてはここに記載しているとおり、所管事務調査で提示しましたけれども、各校においては保護者と共有しながら進めているところです。

以上です。

○山根委員長

熊高委員。

○熊 高 委 員

ちょっと視点を変えた質問をしますが、正答率というのは、点数がある程度出て全国平均とどうだというふうなことが数値としてありますけれども、それの平均値ですけど上下があるはずですね。上があれば下があって、その平均値という形。その差というのはどのように把握をされておるのか、我々にはなかなか見えてこないんで、例えばヒストグラム

的にそういうばらつきはどうあるんかと。それは学年によっても違うでしょうし、学校によっても違うでしょうし。そういったものは当然分析材料として持っておられるということですか。

○山根委員長

阿部課長。

○阿部学校教育課長

各種学力調査については、集団のヒストグラム的なものはもちろん あります。それを基に平均点だけではなくて分析をしているところでは あります。

以上です。

○山根委員長

熊高委員。

○熊 高 委 員

それが我々にも見えることができるのかという。私たちに提示できるかということです。

○山根委員長

答弁をお願いします。

阿部課長。

○阿部学校教育課長

具体的に何のというところが必要になってくると思うんですが、公 開されているものについてはもちろん公開することができますし、また 内部で検討させていただければなと思います。

以上です。

○山根委員長

熊高委員。

○熊 高 委 員

多様な課題というところにもその辺が見えてこないと、本当にどこに 多様性のある課題なのかというのが私は理解できないからそういった問 い方をしておるんで、それがあればかなり多様な課題というのが見えて くるような気がするんですね。例えば、さっきの質疑の中でもあったよ うに、学年によって当然その年ごとで上がっていくわけですから子ども たちは。

そういったものも含めて、あるいは中学生になって市外に出ていく、 そういった子どものことも含めて分析の中で見えてくるものがあるよう に私は感じたんで、そういったものを我々にも示していただきたいなと いうことです。

○山根委員長

答弁をお願いします。

阿部課長。

○阿部学校教育課長

示していただきたいけどどうですか、という質問と捉えて確認する んですが、可能なものについてはもちろん公開していきたいというふう に考えております。

以上です。

○山根委員長

熊高委員。

○熊 高 委 員

可能なもの、可能でないというのは、どういった視点でその仕分をするんですか。これは可能これは可能でないという、その線引きはどこでするんですか。

○山根委員長

阿部課長。

○阿部学校教育課長

ちょっと難しい質問ではあるんですが、全国学力・学習状況調査や

市の学力調査については個人情報を含むものが多いので、どこまで提示するかというのは、その個人のプライバシーを侵害しない程度にというようなところかなというふうには感じております。

○山根委員長

熊高委員。

○熊 高 委 員

当然、個人情報というのは把握した上で、それが出ないようにするというのは当然のことで、だから数字としてさっきのヒストグラム的に出す分については個人情報という形は出ないじゃないですか。ただ、小さい学校であったりすれば、分かりやすいというものもあるんでしょうから、その辺をどの辺で線引きをして、出せるもの出せないものというのを考えているのかということをお聞きしたいんですよ。

○山根委員長

阿部課長。

○阿部学校教育課長

ですので、個人情報が個人のプライバシーを侵害しない程度のものかなというふうに今は考えております。

○山根委員長

熊高委員。

○熊 高 委 員

そういうものは示していただけるということですね。

○山根委員長

阿部課長。

○阿部学校教育課長

要望があったら、教育委員会内で協議をして検討したいと思います。 熊高委員。

○山根委員長

ぜひ要望していきたいと思いますんで取り扱ってください。

○熊 高 委 員○山根委員長

取扱いを求められてます。委員長に対してですか。

○熊 高 委 員

委員会として、私は必要があると思うんで、委員会として必要があるというふうに判断してもらうのかどうかというのを諮ってください。国会なんかでよく理事会に諮りますとか言うじゃないですか。そういう類のものですよ。

○山根委員長

今後の資料請求については、また委員会で皆さんと共に検討をして、 資料を請求していきたいと思います。よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児 玉 委 員

今の議論を聞いとって、大体従来からこういう話はあったんですよ。 平均点で見るとね、なかなか見えないんですよね。ばらつきがあって。 例えば人数の少ない学校だったら、1人の子が点数が下がるとバーンと 平均点を下げちゃう。そういうところでいうと非常に出し方が難しいで すねという議論はあったんですが、問題は対象、この数字だけを見れば ですよ、このテストの、上げようと思えば、当然ばらつきの下のグルー プを上げれば平均は上がってくるわけですよね。数字だけ見ればそうい う形になっちゃうんで、果たしてそういう取り方をされてこの正答率を 上げていかれようとするのか、ここに書いてある取組というのは相場的 な取組ですから、単純にそこをターゲットにされてるのかどうか。そこ らだけをちょっとお尋ねしてみたいと思います。

〇山根委員長 阿部課長。

○阿部学校教育課長

本市教育の源流となるところは誰一人子どもをこぼさないというところがあり、子どもを大切にしていくというのをずっと掲げて教育活動を行ってきて、校長、教諭のほうにも指導してきております。ですので、もちろん下層をターゲットにして少しでも分かる授業をつくっていくというのはもちろんですが、そこだけをターゲットにするわけではないというのだけは御理解いただければなと思います。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○山根委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本市の目指す義務教育についての調査を終了といたします。 ここで、暫時休憩といたします。

~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

ここで、13時30分まで休憩といたします。

○山根委員長

時間となりました。休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、報告事項に移ります。

「学校規模適正化事業について」報告を求めます。

~~~~~

船津学校統合推進室長。

○船津学校統合推進室長

学校規模適正化事業の進捗状況について報告します。

説明資料10ページの資料2を御覧ください。

2025年4月に策定した、第3期安芸高田市学校規模適正化推進計画の概要を記載しています。

初めに、1 学校の配置計画ですが、小学校配置の基本的な考え方は、 当面の間、現在の市内7小学校体制を維持するとしています。中学校配 置の基本的な考え方は、現在の市内6中学校を1中学校に統合する。設置 場所は吉田町内として、具体的な場所は様々な条件を検討し、総合的に 判断する。校舎を新築するとしています。

続いて、2 目指す学校教育の姿ですが、想像・創造する力、協働する力、自分を知る力の3つの点に重点を置いた教育に取り組みます。

続いて、3 計画の具体化に向けて考慮すべき事項ですが、通学条件の整備、教育条件の整備、計画の円滑な推進、学校施設の利活用等の4 つを記載しています。

続いて、4 推進期間ですが、2025年度から2029年度の5年間で、今年度中に統合中学校の候補地を選定し、2026年度から基本設計・実施設計、造成工事・建築工事を行い、2030年度以降の開校を予定しています。スケジュールの詳細は、候補地選定後に設計などを行った上で、改めて報告をさせていただきます。

続いて、11ページ、中学校統合の検討経過と今後の予定を御覧ください。中学校の統合については、2020年度から具体的な検討を始め、総合教育会議での意見調整や保護者アンケート、パブリックコメントなどを経て、2025年4月に第3期安芸高田市学校規模適正化推進計画を策定しました。現在、保護者の皆さんや市民の皆さんなどを対象に説明会を開催しているところです。今後の予定としては、これから統合中学校の候補地選定のための調査を行い、3月までに候補地を選定し、2026年度当初予算に関係予算を計上する計画です。

続いて、12ページ、第3期学校規模適正化推進計画の策定に伴う説明会等を御覧ください。先ほど説明した推進計画の策定に伴う説明会等の日程を記載していますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

〇山根委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 益田委員。

○益 田 委 員

1点だけ、10ページの1の学校の配置計画の(2)で中学校配置の基本的な考え方で、2点目の設置場所、吉田町内で具体的な場所が様々な条件を検討しての総合的な判断となっているんですけど、いわゆる今公表できる範囲できない範囲もあろうと思うんですが、今の段階で公表できるような条件の部分がもし聞ければ、それをお伺いしたいなと思います。

○山根委員長

船津推進室長。

○船津学校統合推進室長

様々な条件を検討しているところなんですが、第一に統合する中学校の敷地面積が確保、グラウンドを含めた敷地面積を確保できるかということが最大というか、前提条件と考えています。それと、地理的にアクセスがどうかとか、その場所が災害に対してどうかとか、そういったことも含めて今検討をしているところです。

○山根委員長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。 山本委員。

○山本委員

12ページに、この計画を4月以降に説明会を開いたように記載してありますけど、一般市民への説明というのはこの中にはないように見えるんですが、市長は7月に入ったら懇談会という形で、この間の一般質問の中で1校にした理由を説明して歩くということを言われとったんですけど、その際に合わせて、何ですか、10、11ページあたりを説明されるんですか。それとも、市民への説明というのは、市長が7月にやられたら、それで一応終わりということになるんでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

船津室長。

○船津学校統合推進室長

ここに12ページに提示している説明会は、今回計画を策定した説明会をしております。市長がこれからされるのは、それに至ったことについての報告会ということで話を進めております。これから、教育委員会で具体的な場所について検討をして、その具体的な場所が決まれば、これと同じように保護者、地域の市民の方に説明会を開催する予定です。

○山根委員長

ほかに。

山本委員。

○山 本 委 員

今の説明ではちょっと理解できんところがあったんですが、一般市民に対するこの統合の計画の説明というのは、学校の位置が決まって、その時点で説明に入っていくいうことで、改めて一般市民向けに説明会をされると、そういうことですか。

○山根委員長

船津室長。

○船津学校統合推進室長

はい、そうです。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

○山本委員

それと、この12ページに4月以降の説明会があるんですけど、学校運営協議会に説明されとるんですよね。学校運営協議会というのは一般周辺の市民が入られとるんですけど、学校の運営について協議するように依頼してありますよね。その席でこういうふうに統合は考えておりますからということの説明を以前もされてきとるんですけど、出てる委員から統合について協議してくれというので自分は出てるんじゃないと。学校の運営について校長先生らと話をして、その学校の運営の在り方を協議するために出てるんで、統合について説明を受けて、要は理解を求めるという格好だろうと思うが、場所が違うという意見を言う人に出くわしてるんですよ。それは確かにそうじゃのうと。教育委員会は、この学校運営協議会へというて地域の人に言うたんじゃと、ほんで理解も求めとるんじゃと、こういうスタンスでこの合併を、学校の統合ですね、これをそういったスタンスで学校運営協議会を利用するというのはやめられたらと思うんですが、その辺はどんな考えをされてますか。

○山根委員長

船津室長。

○船津学校統合推進室長

いろいろな御意見があるとは思うんですが、学校運営協議会はその名のとおり、現在の学校を運営する上で、学校、地域が一体となってどのような学校をつくっていくかというのを話し合われる場だと考えております。今回、統合に伴う計画策定の説明会に行ったのは、学校の在り方とかではなく、今教育委員会が学校をどのように考えているか、学校統合をどのように考えているかをお知らせ説明している場と考えています。この学校運営協議会の中で統合について意見を求めるとかそういうのではなく、情報提供として説明会に行っているところです。

以上です。

〇山根委員長 山本委員。

〇山 本 委 員 ちょっと今の答弁で再確認をしますけど、学校運営協議会に統合について理解を求めるための説明ではないと、そういうことで理解してもいいですね。

〇山根委員長 船津室長。

○船準学校統合推進室長 教育委員会としての今後の方針を説明して、それが統合の進み方を どのようになっているかというのは理解してもらうように考えておりま す。山本委員の言われる理解というのが何を指しているかというのがち ょっと分からないんですけど、こちらとしては学校統合をこのように進 めていると説明をしています。それについては理解を求めているところ です。

〇山根委員長 山本委員。

○山本委員 情報提供であって、統合についての理解を求めていきよるんじゃないということを確認したいんですよ。以前の説明は、一般市民への説明はされておらんじゃないですかということを言ったことなんですね。そしたら、しておりますになった。じゃあ、どこでやったんやと聞いたら、学校運営協議会の方々に説明をしてきておりますというのが答弁であった。それはちょっと違いませんかということを話したんですけど、情報提供というのは必要だと思いますよ。じゃあ、統合するための一般市民への理解を求める手法の一つだというんだったら、これは進め方を考えて変えてもらいたいというふうに思うんです。情報提供なら分かります。こういうふうに進めるんで、御承知おきくださいの話でしょ。それなら理解するんですけど、その程度ですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

船津室長。

○船準学校統合推進長 理解を求めるのがその程度というのはちょっとあれなんですけど、 どのように考えているか分からないところではあるんですけど、教育委 員会の方針なり今後の動きについて説明をして、その内容を理解しても らうと考えています。

〇山根委員長 山本委員。

〇山 本 委 員 いいです、情報提供をし、終わっとるというんはですね、それを言うたら反対はありませんでしたというのが、賛否を問うときにそういうのが出るんですよ。もういろいろ説明してまいりましたと、その中では一切反対がありませんでした。だから、市民はこの計画に十分理解してもらっておりますというのが答弁に出るんですよ。じゃあ、どこへ言ったのといったら学校運営協議会で説明しましたと、その場では一つも反対がありませんでしたということになるわけですね。それが賛否を問うときの市民への説明の材料に使われる。これが今までだと。それはないんでしょうねということを言いよるんですよ。

○山根委員長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 山本委員が危惧されているのは、この学校評議委員会への説明をもって一般市民へ広く説明したことになるかどうかということですけれど

も、これは別もんだというふうに考えております。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊 高 委 員 この計画は数十年先を目指していく企画になると思うんですね、計画的には。だから、複合化ということを最近私はよく言いますけれども、そういった視点で、先ほどグラウンドの敷地面積というふうにおっしゃったけれども、体育館とかあるいはプールがあるのかないのか、そういったことも含めて全体的にどのように考えておられるのかをまず伺いた

〇山根委員長 答弁を求めます。

船津室長。

いと思います。

○船準学校統合推進室長 面積については、補助金なり文部科学省の基準なりを基に、その基準に適合した場所を選定するように考えております。

以上です。

〇山根委員長 熊高委員。

○熊 高 委 員 まだ具体的に言える段階じゃないということは分かって私も言ってる んですけれども、先ほど言ったプールはどうするのか、体育館をどうするのか、そういったことを踏まえた立地を選定するということになるんですよね。それは間違いありませんか。

〇山根委員長 船津室長。

○船津学校統合推進室長はい、そうです。

〇山根委員長 熊高委員。

○熊 高 委 員 今、安芸高田市が持ってる財産の中で、例えばサッカー公園のところにプールがあったり、運動公園もあったり、体育施設はあそこにはないんかな、下の運動公園のところは体育館があったりグラウンドがあったりしますよね。そういったものも含めて複合化するほうが、それは国からお金をもらえるということはあるんだけれども、安芸高田市として将来の維持管理費も含めて公共建物をいろいろ考えていこうという時代の中で、そういった視点を持った複合化というのは考えていかれるのかどうかということをお聞きしたいんです。

〇山根委員長 藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えをいたします。熊高委員のおっしゃるとおり、その点も考えて 今土地の選考をしております。

〇山根委員長 ほかに質疑ありませんか。 山本委員。

〇山 本 委 員 10ページの推進計画を進めるのに、一般市民の代表を交えたような、 保護者の代表も交えたような協議会というか、建設委員会とか、そうい うのはもう考えられてないんでしょうか。

○山根委員長

船津室長。

○船津学校統合推進室長

今、考えているのは建設委員会という形ではなく、小学校統合のと きには小学校統合の準備委員会というのを地域代表とか保護者の代表、 学校関係者と準備委員会というのを設けております。今後計画を進める 上で、このような準備委員会を設置する予定にしております。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

[質疑なし]

○山根委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、学校規模適正化事業についての報告を終了いたします。

ここで、執行部退席のため、暫時休憩といたします。

午後 1時49分 再開

~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、陳情・要望等の審査に入ります。

全国学力・学習状況調査の悉皆実施中止を求める陳情書の件を議題といたします。

陳情書の内容について、事務局より説明をさせます。

高藤事務局長。

○高藤事務局長

それでは、陳情の内容を説明いたします。

この陳情は、2025年5月13日付で広島県労働組合総連合議長名で提出され、5月13日で受理をしています。要旨としましては、2007年から全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に、一時期を除き、悉皆、全て残らずということですが、実施されている全国学力・学習状況調査は、各学校でも特別な対策が取られ、本来の授業や教育活動がゆがめられ、子どもと学校が競争に駆り立てられる実態が年々深刻化しており、全国知事会においても複数の知事から批判的な声が上がり、見直しに向け意見集約をする考えが示されています。

また、他団体からは、このテストのCBT化、コンピュータを用いて回答への懸念も表明されており、さらに県独自のテストをCBT化する動きもあり、依然として押しつけ学習の実態が明らかになっているとの現状が述べられています。

こうしたことから、全国学力・学習状況調査は学校現場に競争環境をもたらし、子どもたちにストレスを与えることは明らかであり、今必要なことは子どもたちと学校を点数で競わせることではなく、一人一人に行き届いた教育を保障するための条件整備を行うことであり、また、仮に調査が必要であるとしても抽出方法の調査で十分可能であるとし、

全ての子どもたちに行き届いた教育を求めるとの立場から、国に対して 全国学力・学習状況調査の悉皆実施を中止することの意見書の提出を陳 情されています。

この本陳情には99条の意見書案があり、内容は陳情と同じものでございます。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 御意見等ある方は発言を願います。

小松委員。

○小 松 委 員

当陳情書の訴えのとおり、2007年から始まった全国一斉学力テストは、一人一人の状況に見合った学習よりも平均・正答率を上げることが至上命題になっており、先ほどもありましたけれども、各学校では過去問の練習や朝学習・家庭学習など特別な対策を取っているようです。本来の授業や教育活動がゆがめられている状況であり、子どもと学校が競争に駆り立てられており、学ぶ喜びというものが奪われているという状況が18年間、約ですね、長く続いているということは問題だと思います。

しかしながら、新聞等の報道にもありましたが、文科省は2024年度 都道府県別の結果公表による過度な競争を懸念するということで、複数 の知事からの意見を受けて公表方法の見直しを検討しているようですし、 2027年度からのオンラインの受験移行予定もあるようです。

そして、中国地方でも広島県、岡山県は市町村別で結果公表を継続する、その他3県は県別のみとするというふうに対応が分かれておる状況があります。

したがって、もう少し県や国の状況を見ながら判断すべきと考え、 現段階での悉皆実施の中止には反対します。

○山根委員長

ほかに御意見ありませんか。

益田委員。

○益田委員

同じく採択というか、悉皆中止については反対の意向が強いです。陳 情書を読んで幾つか疑問点が浮かぶんですが、特に全国学力・学習状況 調査の悉皆実施を中止することで、この陳情書で挙げられている課題そ のものが本当に解決されるのかという点を疑問に思っておりまして、子 どもたちに学力テストの悉皆実施が子どもたちに与える悪影響、過度な 対策、ストレス、画一的な教育を訴えて中止を求めているのは一定理解 はできるんですが、例えば記述にある1つ目は特別な対策というところ の文章ですよね。陳情書では都道府県とか学校が全国学力テスト対策に 追われている現状を問題視されてるんですが、この特別な対策というの が、単にテストが悉皆実施されているから起こるというものでは必ずし もないのかなと。もし中止したとしても、何らかの形で各学校、自治体 が自己の学力水準をどの程度なのかという情報を求めていく限りは、何 らかの形で学力調査が行われたりですとか、そういう対策を行う可能性 は残ると。 なので、得点だけを追い求める教育方針に疑問を呈する気持ちは理解できるんですが、学力調査の中止でなくて結果に対してのもっと先の向き合い方のほうではないかと考えます。ストレスの要因についても、子どもたちのストレスの要因として学力テストの悉皆実施を挙げられてますけれども、これも恐らく学校生活におけるストレスはこのテストの結果だけにとどまらず、日々の学習内容だとか友人関係とか、家庭環境とか多岐にわたると思いますんで、このテストを中止したから即ストレスを劇的に緩和するほどの効果があるのかという点も疑問があります。

あと、併せて学力調査自体はこれを中止したとしてもやはりどの程度の学力状況を把握できるようになるのか、各校、各自治体で違いはあるかもしれませんが、やはり、何らかの形でテストという形で学力調査は何かしらまた起こるのではないかと。全国統一以外に、当市でもさっき所管事務調査でもありましたが、市独自の学力テストをやってますので、そこだけを中止してもあまり効果的ではないのかなという考えがありますので、そういった疑問点を解消できるような踏み込んだ議論は必要であると考えるので、今回は採択しないほうがいいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○山根委員長 ほかに発言はありませんか。

[発言なし]

○山根委員長 発言なしと認め、以上で意見を終了いたします。

暫時休憩といたします。

~~~~~

午後 1時57分 休憩

○山根委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

それでは、全国学力・学習状況調査の悉皆実施中止を求める陳情書の件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

〇山根委員長 起立少数と認めます。

よって、本件は不採択と決しました。

以上で、全国学力・学習状況調査の悉皆実施中止を求める陳情書の 審査を終わります。

次に、少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度 の負担割合引き上げに係る2026年度政府予算への意見書提出に関する陳 情の件を議題といたします。

陳情書の内容について、事務局より説明をさせます。

高藤事務局長。

○高藤事務局長 それでは、陳情の説明をいたします。

この陳情は2025年5月26日付で、広島県教職員組合山県・安芸高田市 区委員長名で提出され、5月27日で受理をしています。

要旨としては、学校現場においては様々な解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための授業準備等の時間確保が困難な状況となっており、そうしたことから豊かな学びの実現や学校の働き方改革を実現するために、基礎定数の抜本的な改善をはじめとした教職員の定数の改善、少人数学級の実現、教育課程の過密状態改善のための学習指導要領内容の精選や標準授業時間の削減、義務教育国庫負担制度の堅持と負担率2分の1への復元を求められており、このことが2026年度政府予算編成において実現されるよう、国の関係機関への要望書の提出を陳情されています。その具体的な事項として、6項目が記載されているところです。

この陳情には99条の意見書案があり、内容は陳情と同じものです。 これまで内容は若干異なりますが同様のものが提出され、毎年採択され、 意見書を提出しているものです。

以上で、説明を終わります。

○山根委員長 意見等ある方は発言を願います。

小松委員。

○小 松 委 員 陳情書の訴えのとおり、先ほども説明がありましたが、課題が山積する教育現場において、子どもたちの豊かな学びや学校の先生方の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠であり、学習指導要領の内容の精選や標準授業時数の削減は必要であると私も思います。また、未来への投資という点においても、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げ、教育により投資すべきだと考えますし、現役の先生からの訴えを地方自治体から国にしっかりと届けるべきだと思うことから、本件を採択すべきだと考えます。

以上です。

○山根委員長 ほかに発言はありませんか。

益田委員。

○益田委員 同じく採択すべきと考えます。過去令和6年の第3回の定例会でも発議で採択されておりますし、その際から資料の5項目め、子どもたちの豊かな学びを保障するためカリキュラム、オーバーロードの早期改善のため、学習指導要領の内容の精選等を行うことという文言が今回追加されてるんですが、こちらについても全面同意できる内容かなと思いますので、採択するべきと考えます。

以上です。

○山根委員長 ほかに発言はありませんか。

[発言なし]

○山根委員長 発言なしと認め、以上で意見を終了します。

暫時休憩といたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\circ$ 

午後 2時02分 休憩 午後 2時03分 再開

~~~~~()~~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

それでは、少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る2026年度政府予算への意見書提出に関する陳情の件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山根委員長 起立多数と認めます。

よって、本件は採択することに決しました。

日程を追加して、意見書の取扱いについてを議題といたします。

先ほど採択された陳情の取扱いについて御協議願います。

意見はありませんか。

〔意見なし〕

○山根委員長 お諮りします。

意見書の取扱いについては、国に対し意見書を提出することに御異議ありませんか。

[異議なし]

○山根委員長 異議なしと認めます。

なお、意見書の内容については、正副委員長に御一任いただきたいと 思いますが、御異議ありませんか。

[異議なし]

○山根委員長 提出者については、委員皆さんが賛成ですので、委員会として提出いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度 の負担割合引き上げに係る2026年度政府予算への意見書提出に関する陳 情の審査を終わります。

続いて、その他の項に参ります。

それでは、閉会中の継続調査事項について、御協議を願います。 暫時休憩といたします。

午後 2時16分 再開

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

〇山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

皆様から、閉会中の調査事項について御意見を伺いましたので、その中には、まず1点目、施策の課題分析、そして、2点目が協同学習の推進について、そして、所管事務調査の中でも御意見がありましたことについて、教育委員会のほうからしっかりとそれについての詳細にわたる回答を求めていくということで、よろしいでしょうか。

熊高委員。

○熊 高 委 員 資料請求のことも含めて確認をしていただければ、それでいいんだと 思うんですけど。

〇山根委員長 では、資料請求も含めてということで、よろしいですか。また、追加 がありましたら。ほかには、よろしいですか。

〔意見なし〕

それでは、先ほど御意見をいただきましたとおり、別紙一覧を継続 調査事項として、定例会最終日に閉会中の継続調査の申出をいたしたい と思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし〕

○山根委員長 異議ありませんので、さよう取り計らせていただきます。

よって、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申出を行います。

そのほか皆さんから何かございませんか。

〔意見なし〕

○山根委員長 ないようでしたら、これでその他の項を終わります。

なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等ありましたら、発言願います。

[意見なし]

〇山根委員長 それでは、委員会報告書の作成については正副委員長に御一任いただ きたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議ありませんので、さよう決定いたしました。 以上で本日の委員会の議事は全て終了いたしました。 以上で、第6回総務文教常任委員会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

> ~~~~~~~~○~~~~~~~ 午後 2時15分 閉会